

平成 28 年

第 2 回定例輪之内町議会会議録

平成 28 年 6 月 8 日 開会

平成 28 年 6 月 16 日 閉会

輪之内町議会

第 2 回定例輪之内町議会会議録目次

6月8日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
報第1号	3
仁木小学校大規模改修等特別委員会の設置について	5
議案上程	6
町長提案説明	6
議第39号（提案説明・質疑・委員会付託）	9
議第40号及び議第41号（提案説明・質疑・委員会付託）	12
議第42号（提案説明・質疑・委員会付託）	17
議第43号（提案説明・質疑・討論・採決）	19
議第44号（提案説明・質疑・委員会付託）	21
議第45号（提案説明・質疑・討論・採決）	23
議第46号（提案説明・質疑・討論・採決）	25
散会	28

6月16日

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	29
職務のため出席した事務局職員	30
開議	31
諸般の報告	31

一般質問	31
1 番 上野賢二君	31
2 番 古田東一君	37
6 番 田中政治君	39
9 番 森島正司君	48
議第39号から議第42号まで及び議第44号（委員長報告・質疑・討論・採決）	60
閉会	68
会議録署名議員	69

平成28年6月8日開会 第2回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成28年6月8日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報第1号 繰越計算書の報告について
(平成27年度輪之内町一般会計)
日程第5 仁木小学校大規模改修等特別委員会の設置について
日程第6 議案上程
日程第7 町長提案説明
日程第8 議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）
日程第9 議第40号 平成27年度輪之内町水道事業の決算の認定について
日程第10 議第41号 平成27年度輪之内町水道事業の剰余金処分について
日程第11 議第42号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第12 議第43号 輪之内町選奨生選考委員会設置条例の一部を改正する条例について
日程第13 議第44号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
日程第14 議第45号 仁木小学校大規模改修工事（Ⅱ期）請負契約の締結について
日程第15 議第46号 小中学校屋内運動場吊り天井対策工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
3番	浅野常夫	4番	高橋愛子
5番	小寺強	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長	兒玉隆	教育参事	松井均
危機管理課長	森島秀彦	住民課長	高橋博美
産業課長	中島智	福祉課長	田中久晴
経営戦略課長	荒川浩	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭
税務課主幹	伊藤早苗		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前8時59分 開会)

○議長（浅野常夫君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、議員定足数に達していますので、平成28年第2回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野常夫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、4番 高橋愛子君、9番 森島正司君を指名いたします。

○議長（浅野常夫君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から6月16日までの9日間と決定いたしました。

○議長（浅野常夫君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成28年度4月分に関する出納検査結果報告がありました。

町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、輪之内町土地開発公社の平成28年度事業計画及び平成27年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅野常夫君）

日程第4、報第1号 繰越計算書の報告について（平成27年度輪之内町一般会計）の行政報告を行います。

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、報第1号 繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

お手元に配付の繰越計算書の報告についてをごらんください。一枚物でございます。

報第1号 繰越計算書の報告について。平成27年度輪之内町一般会計について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。平成28年6月8日提出、輪之内町長。

繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）及び（第5号）で地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として28年度に繰り越すことをお願いいたしました企画総務管理事業ほか7事業、総額で4億443万2,000円について、平成28年3月31日までの支出状況を精査し、未執行の歳出予算額と、その財源がどうなっているかというのを報告するものでございます。

それでは、繰り越した8つの事業を順次説明いたします。

裏面をごらんください。

まず、款2. 項1. 企画総務管理事業389万円は、地方創生加速化交付金を原資として実施いたします、まちづくり創生アイデア募集事業検討業務でございます。

次に、款2. 項1. 電子計算処理事業4,006万円は、社会保障・税番号制度に係る情報セキュリティ強化対策事業でございます。

次に、款6. 項1. 商工総務管理事業50万円は、これも地方創生加速化交付金の広域連携分を原資として、大垣労務推進協議会が実施いたしますU I J ターン事業に対する補助金でございます。

次に、款6. 項1. 観光推進事業500万円は、これも地方創生加速化交付金の広域連携分を原資として、3市9町で組織されております西美濃広域観光推進協議会が実施いたします観光推進事業に対する負担金分でございます。

次に、款6. 項1. 移住・定住促進対策事業250万円は、これも地方創生加速化交付金の広域連携分を原資として、3市9町で組織されております西美濃創生広域連携協議会が実施いたします移住・定住促進対策事業に対する負担金分でございます。

次に、款9. 項1. 外国青年招致事業の529万2,000円は、地方創生加速化交付金を原資として実施する外国人青年招致事業でございます。

次に、款9. 項2. 学校施設設備管理事業2億7,970万円は、仁木小学校大規模改修工事及び管理事業及び小学校3校の屋内運動場つり天井対策工事に係るものでございます。

最後に、款9. 項3. 学校施設設備管理事業6,749万円は、中学校の屋内運動場つり天井対策工事に係るものでございます。

以上、説明いたしました8事業、いずれも予算決議後から3月31日までの間に支出はなく、その全額を28年度へ繰り越しております。

また、これらの財産内訳として、平成27年度に収入済みの特定財源はなく、28年度に収入する国庫支出金のほか、一般財源をそれぞれ繰り越しております。

以上で報告を終わります。

○議長（浅野常夫君）

これで行政報告を終わります。

○議長（浅野常夫君）

日程第5、仁木小学校大規模改修等特別委員会の設置についてを議題といたします。
本年度実施予定の町内小・中学校の大規模改修工事について、9人の委員で構成する仁木小学校大規模改修等特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思いを思います。

なお、本委員会は議会の閉会中であっても調査・研究できるものとし、議会が本調査の終了を議決するまで継続して行うものとする。以上でございます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第5については、質疑・討論とも省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、仁木小学校大規模改修等特別委員会の設置については、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。

仁木小学大規模改修等について、9人の委員で構成する仁木小学校大規模改修等特別委員会を設置し、これに付託して……。

（「暫時休憩」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

暫時休憩します。

（午前9時07分 休憩）

（午前9時09分 再開）

○議長（浅野常夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

仁木小学大規模改修等について、9人の委員で構成する仁木小学校大規模改修等特別委員会を設置し、これに付託して調査することについて御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、仁木小学校大規模改修等特別委員会の設置については、これ

を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

○議長（浅野常夫君）

暫時休憩します。

（午前9時10分 休憩）

（午前9時24分 再開）

○議長（浅野常夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました仁木小学校大規模改修等特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により議長において、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、仁木小学校大規模改修等特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより仁木小学校大規模改修等特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

（午前9時25分 休憩）

（午前9時25分 再開）

○議長（浅野常夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

仁木小学校大規模改修特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長 小寺強議員、副委員長 田中政治議員、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（浅野常夫君）

日程第6、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野常夫君）

日程第7、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長からの説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

もう6月に入り、4日には当町も梅雨入りをいたしましたところでございます。議員各位には、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに平成28年第2回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の中を御出席いただき、ありがとうございます。

さて、5月26日と27日の両日にわたり開催された伊勢志摩サミットも無事終了いたしました。伊勢志摩サミットにおいては主要7カ国が国際経済にどのように対応していくかを最大のテーマとして議論をされ、成長を促進するための構造改革を加速することで一致し、財政出動の重要性でもまとまりましたが、各国が一斉に財政出動することについては、それぞれの国でかなりの温度差も感じられました。言うまでもなく、経済は生き物であり、将来を見通して的確な政策を打つことの難しさ、各国の利害がぶつかり合う中での合意の困難さを改めて感じたところであります。

また、伊勢志摩サミット終了後にオバマ米国大統領が現職の大統領としては初めて原爆の被爆地、広島を訪問し、原爆慰霊碑に献花をし、被爆者と抱き合う姿が非常に印象的でありました。具体的な方策にまでは言及されなかったものの、核のない世界を追求しなければならないと語ったことは素直に評価をされております。この発言が核保有国に影響を及ぼすことを願っております。

さて、平成28年1月4日から始まった第190回通常国会も6月1日に閉会され、夏の参議院議員通常選挙に向けて各党ともその活動を本格化しております。

注目されておりました来年4月からの消費税10%への引き上げについては、2019年10月まで延期することとされました。財政再建と増加する社会保障費の財源をどのように確保するのか、経済成長率に影響を及ぼす個人消費をこれまで以上に冷え込ませないために消費税増税の見送りもやむを得ないのか、この決断には賛否両論があると思います。我々としては、持続ある成長戦略と財政運営の健全化の両立に向けた今後の政府の方針を注視していかなければならないと感じております。

また、今回の参議院議員通常選挙から有権者の年齢要件が18歳に引き下げられ、若者の政治に対する関心度が投票結果として明らかになるものと考えております。若い世代が自身の今後の長い人生を左右する政策決定をする政治家をみずからの意思で選択をすることは、誠に意義のあることであり、当町においても最近の投票率の低下に歯どめがかかることを願っております。

それでは、本日提出させていただきました補正予算1件、決算認定等2件、条例改正3件、契約の締結関係2件の合計8件の議案につきまして、順次、提案理由の御説明をさせていただきます。

議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,611万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ41億1,011万7,000円と定めるものであります。

今回の補正予算は、平成28年度の当初予算策定後の状況変化により補正をお願いするものであります。

歳出から御説明をいたします。

衛生費におきましては、保健福祉センターのエアコン5系統のうち、事務室系統が故障し、修理も不能となったことにより、その修繕工事費として508万7,000円を計上いたしました。

また、エコパークに設置しております生ごみ処理機3台のうち、平成16年度に導入した1台が故障して、現在、生ごみの処理に支障を来していることから、機器の入れかえを行うべく、821万1,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、楡俣北部地区で計画している経営体育成基盤整備事業について、事業計画策定業務の実施主体を岐阜県とし、事業費の負担金を当初予算に予算計上いたしました。輪之内町を事業主体とすることとなったため、予算の組み替えを行うとともに、事業実施に向けて必要となる消耗品費及び食糧費等を追加いたしました。平成30年度の工事着工を目指して、地元とともに着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

その他、土木費では、平成27年度の補助金の精算還付金、民生費において福祉医療費助成に係る医師会・歯科医師会協力費を増額いたしました。

なお、これら歳出補正の財源は、平成27年度からの繰越金の増額、農業農村整備事業補助金等でございます。

次に、議第40号 平成27年度輪之内町水道事業の決算の認定につきましては、平成27年度において給配水施設の維持修繕などの工事を行うとともに、清廉な水の安定供給と経費節減などの健全なる経営に努めた結果、事業収益1億3,408万3,000円、事業費用9,833万1,000円となり、損益計算による当年度純利益は3,150万円となりました。

一方、資本的収支につきましては、収入が2,207万8,000円に対し、支出は、下水道工事に伴う配水管の布設がえなどの工事及び企業債償還金で9,984万2,000円となり、7,776万4,000円の不足が生じたので、消費税資本的収支調整額、減債積立金と過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。

議第41号 平成27年度輪之内町水道事業の剰余金処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、当年度未処分利益剰余金2億3,334万4,619円のうち、1,975万668円を減債積立金に、666万6,206円を建設改良積立金に積立処分しようとするものであります。

続きまして、条例関係について御説明をいたします。

議第42号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年分の所得が確定し、国民健康保険税の試算を行ったところ、予算で定める国民健康

保険税を確保するためには、これまでの所得割額を算定する乗率及び被保険者均等割額では不足を生じる見込みとなったため、乗率及び均等割額等々を改正しようとするものであります。

議第43号 輪之内町選奨生選考委員会設置条例の一部を改正する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会の体制が変更になったことにより、選奨生選考委員会の委員構成の一部を改正するものであります。

議第44号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、厚生労働省の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が建築基準法施行令の一部改正と、保育所等が不足していることに鑑み、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業における職員の配置基準や資格要件が緩和されたことに伴い、改正をするものであります。

次に、契約の締結関係の議第45号 仁木小学校大規模改修工事（Ⅱ期）請負契約の締結につきましては、平成27年度に引き続き、仁木小学校の東校舎の3階部分及び西校舎の改修を行うものであります。

また、議第46号 小中学校屋内運動場吊り天井対策工事請負契約の締結については、町内小・中学校の屋内運動場のつり天井の撤去と照明器具の落下防止対策を行うものであります。

これらの請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条及び町条例の規定により契約を締結すべく、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、両工事とも一般競争入札を実施し、平成28年5月23日に開札を行い、平成28年5月31日に仮契約を締結いたしましたものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（浅野常夫君）

日程第8、議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

お手元に配付の議案1ページをお開きください。

議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）。平成28年度輪之内町の

一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,611万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,011万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年6月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

次の2ページから3ページの第1表につきましては、先ほど第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、説明は別添の事項別明細書により御説明を申し上げます。

先に歳出の補正予算について御説明申し上げます。

事項別明細書5ページをお開きください。

款3. 項1. 目4の福祉医療費の6万6,000円は、医師会及び歯科医師会に対して、医療機関の窓口で行う受給者証の確認事務や助成金請求書作成事務等に係る協力費を市町村が負担しておりますが、その単価が医師会では43.2円から48円に、歯科医師会では15.7円から17.5円に改定になったことにより不足額を計上するものでございます。

なお、先ほど申し上げた単価に平成27年10月に実施されました国勢調査の速報集計結果、人口9,976人を乗じた金額が医師会及び歯科医師会への協力費となります。

次に、6ページをお開きください。項2. 目4. 介護保険費の84万7,000円は、平成27年度に交付を受けた国庫支出金について、事業費の確定に伴い、その超過交付額を返還するために計上するものでございます。

7ページをごらんください。款4. 項1. 目1. 保健衛生総務費の508万7,000円は、保健福祉センターの5系統ある空調機器のうち、事務所系統が28年3月に故障いたしまして、現在は使用できない状況にあります。この機器は建設当時に設置したもので、18年が経過しておりまして、取りかえ部品もなく、修理が不能ということでありまして、この系統においては現在と同様のガスヒートポンプエアコン方式で更新すべく計上するものでございます。

次に、8ページをごらんください。項2. 目2. 美化推進費の821万1,000円は、平成16年度に導入した生ごみ処理機2台のうち、1台が28年3月に故障いたしまして使用できない状況にあります。故障原因は、メイン基板の破損によるもので、導入後12年が経過しておりまして、部品もなく、修理不能ということでありまして。現在は平成16年度に導入したもう1台と、26年度に導入した1台で処理を行っておるところでございますが、平成16年度に導入した機械につきましては、経年劣化により処理能力も落ちて、2台で生ごみを処理し切れない状況にあることから、更新すべく、その費用を計上させていただくものでございます。

次に、9ページをごらんください。款5.項1.目8.農地総務費の718万7,000円のうち、需用費の30万円は、5月28日に設立した楡俣北部土地改良推進協議会の事務及び役員会等開催に係る経費として、消耗品費、食糧費を計上するものでございます。

次に、節13.委託料につきましては、当初、岐阜県が経営体育成基盤整備事業計画策定業務及び経営体育成促進換地等調整業務を実施する予定で協議をいたしておりましたが、岐阜県のほうから、県営事業として採択されるまでの間、輪之内町を事業主体として業務を実施したい旨、申し出がありまして、申し出のとおり協議が調ったことによりまして、当初予算でお認めいただいております事業費の2分の1の相当分、経営体育成基盤整備事業負担金641万9,000円を節19から節13.委託料へ移管するものでございます。

なお、委託料に計上するという事は、当町が事業主体となり、その業務を委託するという事になりますので、予算上は事業費の全体額を計上することになります。したがって、負担金で計上してあります641万9,000円のおおむね2倍の1,330万6,000円を計上するものでございます。なお、財源として岐阜県から補助金の交付を受けることとしております。

次に、10ページをお開きください。款7.項2.目2.土木費の道路橋りょう費の道路維持費の471万9,000円は、平成27年度に交付を受けました国庫支出金について事業費の確定に伴い、その超過交付額を返還するために計上するものでございます。

続きまして、歳入の補正予算について御説明を申し上げます。

戻って、3ページをごらんください。

款14.項2.目2.民生費県補助金の3万2,000円は、5ページで御説明いたしました福祉医療費の医師会及び歯科医師会協力費の2分の1に相当する額を計上するものでございます。

次に、目4.農林水産費県補助金の200万円は、9ページで御説明いたしました経営体育成基盤整備事業計画策定業務に係る県補助金でございます。

次に、4ページをごらんください。最後になりますが、款18.項1.目1.繰越金につきましても、歳入歳出予算全体を調整するため、2,408万5,000円を計上するものでございます。

以上で、議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（浅野常夫君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（浅野常夫君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（浅野常夫君）

日程第9、議第40号 平成27年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第10、議第41号 平成27年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とします。建設課長から議案説明を求めます。

近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

それでは、お手元に配付してございます平成27年度輪之内町水道事業会計決算書により御説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思っております。

議第40号 平成27年度輪之内町水道事業の決算の認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により町議会の認定に付します。平成28年6月8日提出、輪之内町長。

2 ページをお願いしたいと思っております。

議第41号 平成27年度輪之内町水道事業の剰余金処分について。地方公営企業法第32条第2項の規定により別紙のとおり処分する。平成28年6月8日提出、輪之内町長。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

3 ページ以降、順次説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、平成27年度輪之内町水道事業決算報告書でございますが、金額につきましては決算額のみとさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款水道事業収益で総額1億3,408万2,926円でございます。

下段の支出につきましては、第1款水道事業費で総額9,833万869円でございます。このページにつきましては、5 ページの損益計算書で再掲することになります。

4 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入で総額2,207万8,352円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出で総額9,984万1,897円でございます。

欄外でございますが、資本金収入額が資本金支出額に不足する額7,776万3,545円は、過年度分損益勘定留保資金7,069万7,801円と当年度分減債積立金274万9,457円及び当年度分消費税及び地方消費税資本金的収支調整額431万6,287円で補填いたしました。

5ページをお願いいたします。平成27年度輪之内町水道事業損益計算書でございますが、消費税は含んでおりません。

まず、営業収益は、給水収益とその他営業収益の1億368万3,390円で、営業費用は、原水及び浄水費からその他営業費用までの8,614万9,069円で、差し引き営業利益は1,753万4,321円になります。

6ページでございますが、営業外収益は、受取利息及び配当金から貸倒引当金戻入益までの2,218万8,866円で、営業外費用は、企業債支払利息と雑支出の822万3,216円で、経常利益といたしましては、営業利益に営業外利益を加えました3,149万9,971円になり、当年度純利益からその他未処分利益剰余金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金は2億3,334万4,619円でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。平成27年度輪之内町水道事業剰余金計算書でございますが、資本金につきましては、年度中の増減はなく、当年度末残高は5億4,999万1,517円でございます。

また、資本剰余金につきましても増減はなく、723万4,800円でございます。

利益剰余金でございますが、未処分利益剰余金の前年度末残高2億184万4,648円から前年度処分額274万9,457円と当年度変動額3,424万9,428円となり、差し引き当年度末残高は2億3,334万4,619円でございます。

8ページをお願いいたします。平成27年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、未処分利益剰余金のうち、議会の議決を経て処分する額につきましては、6ページで損益計算書の当年度純利益3,149万9,971円のうち、営業外収益の長期前受金戻入と貸倒引当金戻入益の合計で508万3,097円を除きました2,641万6,874円を処分するもので、減債積立金の積み立てに1,975万668円及び建設改良積立金の積み立てに666万6,206円を、それぞれ積み立てしようとするものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。平成27年度輪之内町水道事業貸借対照表でございます。

資産の部といたしまして、固定資産でございますが、有形固定資産につきましては、土地から工具器具及び備品までの14億2,492万8,592円と無形固定資産で電話加入権の7万2,800円で、投資その他の資産につきましては残高がなく、固定資産合計額は14億2,500万1,392円でございます。

また、流動資産につきましては、現金預金、未収金及び貯蔵品残高の3億1,265万6,265円で、資産の合計は17億3,765万7,657円でございます。

10ページでございますが、負債の部でございます。固定負債につきましては、企業債

の長期分と引当金でございますが3億8,176万84円で、流動負債につきましては、企業債の翌年度償還分、未払金及び引当金の2,117万2,160円と、繰延収益につきましては、長期前受金残額の5億4,415万4,477円、合計で9億4,708万6,721円でございます。

資本の部でございますが、資本金の5億4,999万1,517円に剰余金合計金額2億4,057万9,419円を合わせました7億9,057万936円でございます。

負債資本の合計額は17億3,765万7,657円となります。

続きまして、11ページと12ページでございますが、注記でございます。決算報告書の作成における重要な会計方針に係る事項や、取引に係る処理方法及び引当金等の計上についての説明事項でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。平成27年度輪之内町水道事業報告書でございますが、総括事項でございます。

収益的収支につきましては、事業収益が1億2,587万2,000円で、前年度と比較すると702万8,000円の増額、事業費用は9,437万2,000円で、前年度と比較すると524万4,000円の減額となります。損益計算書による純利益は3,150万円になりました。

資本的収支につきましては、収入が2,214万4,000円に対し、支出は9,389万円となり、不足額7,174万6,000円は、留保資金で補填いたしました。

議会議決事項でございますが、決算の関連と予算の関連について議決を得ております。

職員に関する事項でございますが、平成26年度、平成27年度ともに増減はございません。

15ページをお願いいたします。27年度工事の概況でございますが、里地内の水道管布設がえ工事ほか6工事で、総額は7,484万8,320円でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。保存工事の概況でございますが、主に水源地及び配水管等の修繕工事を行いました。修繕件数は40カ所で、総額は427万9,366円でございます。

また、給水新設工事でございますが、新設が33戸で、廃止についてはありませんでした。

17ページをお願いいたします。業務でございますが、業務量につきましては主なものは、年間配水量が132万6,597立米に対しまして、年間給水量は115万7,962立米で、有収率は87%でございます。

また、事業収入に関する事項につきましては、営業外収益の517万4,000円の増加は、主に退職給付引当金戻入益及び貸倒引当金戻入益によるものでございます。

事業費に関する事項につきましては、総係費の537万7,000円の減少は、主に職員の異動に伴う給料等の減少によるものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。このページと20ページにつきましては、経営分析及び財務分析についてでございますが、主な変動要因につきましては、1の総

収益対総費用比率の増加は、26年度の102.6%に対し、27年度は133.4%と、30.8%の増加でございますが、総費用でございますが、先ほど説明させていただきました職員の異動に伴い、総係費での給料等が537万円減少したと、総収益で営業外収益が517万4,000円の増額及び26年度は特別損失1,620万1,000円が発生したことに起因するものでございます。

4の給水単価で21円の減少につきましては、同様の要因によるものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。事業の推移でございますが、平成16年度から27年度までの水道事業に係る業務量及び事業収益について記載しておりますが、収益及び費用についての26年度との比較増減につきましては、17ページ、18ページでの説明によるところでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。平成27年度輪之内町水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

この計算書は、主に企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れを示しております。

まず、業務活動によるキャッシュ・フローでございますが、当年度純利益3,149万9,971円から、利息の支払額814万9,049円までの総額7,248万2,055円でございます。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、資産に係るもので、主に配水管工事に係るものでございますが、総額5,407万8,161円でございます。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、企業債の償還による支出分1,936万9,097円でございます。

資金期末残高は3億363万4,718円でございます。

23ページより25ページまでは平成27年度輪之内町水道事業会計収益費用明細書でございますが、収益的収入でございますが、水道事業収益は1億2,587万2,256円でございます。

営業収益の主なものは、給水収益が1億248万8,473円で、使用料収入でございます。

その他営業収益では、一般会計負担金100万円でございますが、これは消火栓の維持管理費でございます。

また、営業外収益の主なものは、長期前受金戻入の1,655万4,624円でございますが、補助金等の減価償却費相当額でございます。

退職給付引当金戻入益の306万4,757円は、職員退職給付引当金の不用額相当分でございます。

貸倒引当金戻入益の201万8,340円は、未収金減少に伴う貸倒引当金の不用額でございます。

24ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、水道事業費は9,437万2,285円でございます。

営業費用の主なものは、原水及び浄水費1,652万7,182円のうち、委託料は水源地の耐震診断業務で、動力費は水源地の電気代でございます。

配水及び給水費につきまして515万8,226円のうち、委託料は水道管理システム更新業務で、修繕費は配水管の漏水等の修繕でございます。

総係費につきましては658万5,365円で、職員給与等でございます。

25ページをお願いいたします。営業費用の減価償却費につきましては、有形固定資産減価償却費の5,713万4,899円でございます。

また、営業外費用の主なものは、支払利息の814万9,049円でございますが、借入金償還利息でございます。

26ページをお願いいたします。平成27年度輪之内町水道事業固定資産明細書及び平成27年度輪之内町水道事業企業債明細書でございます。

固定資産につきましては、土地、建物、構築物、機械器具及び装置、工具器具及び備品、電話加入権で、年度末償却未済高は14億2,500万1,392円でございます。

企業債につきましては、第2水源地に係る資金借入分で、未償還残高が4億42万6,089円でございます。

最後になりますが、平成28年5月27日に輪之内町監査委員の監査を受けておりますので、監査意見書を添付させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（浅野常夫君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第40号及び議第41号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 平成27年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第41号 平成27年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（浅野常夫君）

日程第11、議第42号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課主幹から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○税務課主幹（伊藤早苗君）

それでは、議案書の5ページをお開きください。

議第42号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年6月8日提出、輪之内町長。

それでは、御説明申し上げます。

本議案は、議案提出に際しまして、6月3日開催されました国保運営協議会におきまして慎重なる御審議をいただきました。今回の輪之内町国民健康保険税条例の改正につきましては、医療費等の増加により、その財源を確保するため、保険税率を見直すための改正でございます。

所得割額、均等割額、軽減額の額の改正となっております。

それでは、お手元の新旧対照表で主な改正につきまして御説明させていただきたいと思えます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額でございますが、率の引き上げを行っております。従来の「100分の7.10」から「100分の8.17」ということで、100分の1.07の増となっております。

次に、第4条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、従来の「3万5,700円」が「4万1,800円」ということで、6,100円の増となっております。

続いて、第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額でございますが、従来の「100分の2.60」が「100分の2.99」ということで、100分の0.39の増となっております。

次に、第7条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額でございますが、従来の「1万2,600円」が「1万4,800円」ということで、2,200円の増となっております。

次に、2ページをお開きください。

第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額でございますが、従来の「100分の2.50」が「100分の2.88」ということで、100分の0.38の増となっております。

次に、第9条、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額でございますが、従来の「1万5,000円」が「1万7,600円」ということで、2,600円の増となっております。

今まで御説明をいたしました全体としては、均等割額の合計は「6万3,300円」が「7万4,200円」ということで、1万900円の増となっております。

今まで御説明をいたしました全体としては、均等割額の合計は「6万3,300円」が「7万4,200円」ということで、1万900円の増となっております。

また、所得割額の合計につきましては、「100分の12.2」から「100分の14.04」ということで、100分の1.84の増となっております。

次に、減額について御説明申し上げます。

第23条、国民健康保険税の減額でございます。軽減につきましては、3通りございまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減でございます。7割軽減は所得が33万円を超えない世帯が該当し、先ほども御説明いたしました均等割額の7割を減額するものでございます。5割軽減につきましては、26万5,000円掛ける被保険者数プラス33万円を超えない世帯が該当し、均等割の5割を軽減するものであります。また、2割軽減につきましては、48万円掛ける被保険者数プラス33万円を超えない世帯が該当し、均等割の2割を軽減するものでございます。

そして、この7割、5割、2割軽減ともども条例の中でア、イ、ウとありまして、アが医療分、イが後期高齢者支援分、ウが介護分となっております。

まず、23条の1号は7割軽減のことでございまして、均等割額をアの医療分につきましては「2万4,990円」を「2万9,260円」に、同じくイの後期高齢者支援分につきましては「8,820円」を「1万360円」に、同じくウの介護分につきましては、「1万500円」を「1万2,320円」に変更するものとなっております。

2号につきましては5割軽減のことでございまして、均等割額をアの医療分は「1万7,850円」を「2万900円」に、イの後期高齢者支援分については、均等割「6,300円」を「7,400円」に、ウの介護分についても、均等割「7,500円」を「8,800円」に変更となっております。

次に3号につきましては、2割軽減のことでございます。次のページになりますが、均等割額をアの医療分「7,140円」を「8,360円」に、イの後期高齢者支援分については「2,520円」を「2,960円」に、ウの介護分につきましては、「3,000円」を「3,520円」に変更となっております。

最後に、議案のほうに戻っていただきまして、6ページです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただきます。

適用区分ということで、改正後のこの条例の規定でございますが、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用いたしまして、平成27年度分までの国民健康保険税につきましては、従来例によるということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（浅野常夫君）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これも委員会に付託されると思いますので、詳細については委員会のほうでお伺いしたいと思いますが、総括的に財源不足が生じたということだと思いますけれども、今回の条例改正、財源不足というのは一体どのくらいだったのか。どのくらいの財源を補填するために、今回の値上げなのかというようなことをわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（浅野常夫君）

税務課主幹 伊藤早苗君。

○税務課主幹（伊藤早苗君）

試算によりますと、大体2億4,100万円の財源が必要となってきますが、27年度と同じ試算でございますと、大体2,200万円ほどの不足が生じておりましたので、税率の改正をさせていただくということを提案させていただきました。

○議長（浅野常夫君）

ほかにありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（浅野常夫君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第42号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（浅野常夫君）

日程第12、議第43号 輪之内町選奨生選考委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第43号について御説明をさせていただきます。議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。

議第43号 輪之内町選奨生選考委員会設置条例の一部を改正する条例について。輪之内町選奨生選考委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
平成28年6月8日提出、輪之内町長。

新旧対照表で御説明させていただきます。

5ページをごらんください。

今回、改正いたしますのは第3条でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会の体制が変更になったことにより、現行の第3条中第2号の教育委員5人を教育長1人、教育委員4人に変更するものでございます。

また、1号加えることにより、号を繰り下げるものでございます。

そして、附則で公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野常夫君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

選奨生、今度選考委員会がまた開かれるということを聞いておりますけれども、この選奨生というのは法的根拠というのは、上位法というのはどういうふうになっておるのか。

今の選奨生に対する奨学金の支給方法とか支給金額とか、そういうことなんかの法的な根拠というのは上位法ではどういう法律でこれは決まっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（浅野常夫君）

教育参事 松井均君。

○教育参事（松井 均君）

これは上位法と申しますが、町の条例のほうで定めた中で運用をしているということでございますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回の条例改正とはちょっと関係ない話で申しわけないんですけども、ということは、町の政策的な制度だと、町独自の政策だということに理解してよろしいですか。

○議長（浅野常夫君）

松井均君。

○教育参事（松井 均君）

そういうことで結構です。正式の条例の名称を申しますと、輪之内町選奨生奨学金貸与条例にもたれて運用しておるということでございます。以上です。

○議長（浅野常夫君）

ほかにありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

これで質疑を終わります。

これから議第43号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 輪之内町選奨生選考委員会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（浅野常夫君）

日程第13、議第44号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

それでは、議第44号について説明をさせていただきます。議案書の9ページです。

議第44号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年6月8日提出、輪之内町長でございます。

10ページ、11ページは改め文ということになりますので、内容につきましては、新旧対照表の6ページ、7ページのほうで説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、小規模保育事業所のA型、また保育所型の事業所内保育所事業所における職員の配置基準を弾力化させるということのほか、避難用の屋内階段の要件を定める分を改正するものでございます。

職員の配置基準につきましては、国の基準において市町村が従うべきということ、また設備基準につきましても、同じく参酌すべき基準ということで位置づけられております。よって、今回の改正につきましては、この国の基準の改正内容によりましての改正ということでございます。

まず、6ページの第29条第7項のイの表、4階以上の階で避難用の欄で室内と階段室が付室を通じて連絡する場合における構造要件の規定でございますが、それとまた建築基準法施行令を引用する条項ずれを改めるものでございます。

続きまして、8ページになりますが、附則の改正内容でございますが、職員の配置基準や資格要件につきまして緩和されることによる規定を追加するものでございます。

第6項では、保育士1名に限り、保育士と同等の知識及び経験を有する者を配置することができること。

また、第7項では、幼稚園教諭、それから小学校教諭、養護教諭を保育士として配置できること。

それから第8項では、利用定員に応じて置かなければならない保育士数以上に配置される場合には、保育士と同等の知識及び経験を有する者を配置できるということで、9項におきましては、この今の7項、8項の規定を適用する場合に、保育士の数は3分の2以上配置しなければならないということを規定しております。

なお、附則におきまして、この条例につきましては公布の日より施行するというものを定めております。以上でございます。

○議長（浅野常夫君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第44号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（浅野常夫君）

日程第14、議第45号 仁木小学校大規模改修工事（Ⅱ期）請負契約の締結についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第45号について御説明をさせていただきます。議案書の12ページをお願いいたします。

議第45号 仁木小学校大規模改修工事（Ⅱ期）請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した仁木小学校大規模改修工事（Ⅱ期）について、下記のとおり工事請負契約を締結するため議決を求める。平成28年6月8日、輪之内町長。

契約の内容であります。工事名は、仁木小学校大規模改修工事（Ⅱ期）でございます。工事場所は、仁木小学校（輪之内町海松新田827番地）、工期につきましては、着工は本契約締結の日から完成は平成29年3月20日、契約金額は1億3,824万円、契約の相手方は、岐阜県養老郡養老町大巻4590番地、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之でございます。

先ほど町長の提案説明の中でございましたように、昨年に引き続き、仁木小学校の東校舎の3階部分及び西校舎の改修を行うものであります。

5月23日に開札をし、5月31日に仮契約を締結してございます。このときの開札に当たっての参加は3者でございました。

4月28日、工事の公告を行いまして、5月23日に開札、5月25日に選定委員会にて審査を行い、5月31日、仮契約、そして本日、審議をお願いしているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（浅野常夫君）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

ちょっと私、事前に調査することができませんでしたのでお伺いしたいんですけども、今、3者が応札されたということでしたけれども、3者の名前とそれぞれの入札金額、教えていただきたいと思います。

それともう1つ、前年度、第Ⅰ期工事が河村綜建でしたけれども、これが今度大橋組に変更するというのですが、Ⅰ期工事でⅡ期工事で業者が変わることによって何の弊害もないということでしょうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（浅野常夫君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

3者の社名と入札金額についてですが、まず1社目が株式会社大橋組1億2,800万円、株式会社河村綜建1億3,180万円、株式会社渡辺組1億5,300万円でした。

それから、業者が河村綜建から大橋組にかわることに對して支障はないかということですが、設計監理のほうの引き継ぎも行いますし、順調に工事は進められるものと思っております。以上です。

○議長（浅野常夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

これで質疑を終わります。
これから議第45号の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議第45号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 仁木小学校大規模改修工事（Ⅱ期）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（浅野常夫君）

日程第15、議第46号 小中学校屋内運動場吊り天井対策工事請負契約の締結についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第46号について御説明をさせていただきます。議案書の13ページをお願いいたします。

議第46号 小中学校屋内運動場吊り天井対策工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した小中学校屋内運動場吊り天井対策工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため議決を求める。平成28年6月8日、輪之内町長。

契約の内容であります。工事名は、小中学校屋内運動場つり天井対策工事でございます。工事場所は、福東小学校、仁木小学校、大藪小学校、輪之内中学校でございます。工期につきましては、着工は本契約締結の日、完成は平成29年2月28日、契約金額は1億2,061万2,240円、契約の相手方は、岐阜県揖斐郡池田町田畑699番地の3、株式会社河村綜建、代表取締役 河村義明でございます。

先ほど町長の提案説明の中でございましたように、町内小・中学校の屋内運動場のつり天井の撤去と照明器具の落下防災対策を行うものであります。

5月23日に開札をし、5月31日に仮契約を締結してございます。このときの開札に当たっての参加は3者でございました。

4月28日、工事の公告を行いまして、5月23日に開札、5月25日に選定委員会にて審査を行い、5月31日、仮契約、そして本日、審議をお願いしているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野常夫君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これも同じように入札状況をちょっと発表してください。

○議長（浅野常夫君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

社名ですが、株式会社大橋組、入札金額1億3,120万円、株式会社河村綜建1億1,167万8,000円、株式会社渡辺組1億3,130万円でございました。以上です。

○議長（浅野常夫君）

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（浅野常夫君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

3小学校と輪之内中学校ということですが、個々に対象となる体育館の面積が違うと思うんですが、また撤去費用、また照明等の器具の据えかえもあるのかと思うんですが、その中身について、どんなような工事が今回なされるのかなあということですが、これは全て同じような内容でされるのか。各学校によって多分構造的なものもあるかもしれませんが、照明については従来のもを使うということもあるのか、わかりませんが、そこら辺のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（浅野常夫君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

工事内容についてでございますが、福東小学校と仁木小学校については既設の天井の撤去、不燃吸音材の吹きつけ、それから照明器具をLED化にし、落下防止をする。それから、火災報知機の設備の改修、天井つりのバスケットゴールの撤去を行います。

大藪小学校については、照明器具のLED化と落下防止、火災報知機の設備の改修のみでございます。

輪之内中学校については、アリーナが既設の天井の撤去、不燃吸音材の吹きつけ、照明器具LED化と落下防止、火災報知機の設備の改修、天井つりバスケットゴールの耐震改修を行います。

また、柔剣道場については、既設の天井の撤去、耐震超軽量天井材の張りつけ、照明器具のLED化と落下防止、火災報知機の設備の改修、放送設備の改修を行う予定でござ

ざいます。

また、照明器具については、現在、400ワット相当の水銀灯がメインについております。LED化にすることに伴い、400ワットではまぶしくて球技等に支障がございますので、300ワット相当のLEDにし、ワット数は抑えるのですが、台数は既設と同じ台数を設置する予定ですので、明るさに関しては問題がないということでございます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

予定価格がそれぞれどうなっていましたかね。仁木小の大規模の予定価格、ちょっとこれさかのぼって申しわけないですけども、それとこのつり天井の予定価格は幾らだったのか。というのは、この両工事は同じ業者ですけども、大橋組は大規模改修のほうは1億2,800万円よりも、つり天井のほうが高い、ところが河村綜建はつり天井のほう安いわけですね。それと、渡辺組も同じように安いわけですけども、予定価格がどういうふうになっていたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（浅野常夫君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

予定価格につきまして、まず仁木小学校の大規模改修工事の予定価格は1億6,944万1,200円です。

それから、小中学校屋内運動つり天井対策工事の予定価格は1億4,182万5,600円でございます。以上です。

○議長（浅野常夫君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

これで質疑を終わります。

これから議第46号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野常夫君)

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 小中学校屋内運動場吊り天井対策工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長(浅野常夫君)

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野常夫君)

異議なしと認めます。

したがって、議第39号から議第42号及び議第44号については、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、6月16日に委員長報告をお願いします。

○議長(浅野常夫君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦勞さまでした。

(午前10時45分 散会)

平成28年6月8日開会 第2回定例輪之内町議会

第2号会議録 第9日目

平成28年6月16日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

議第40号 平成27年度輪之内町水道事業の決算の認定について

議第41号 平成27年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

議第42号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第44号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成28年第2回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第3 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
3番	浅野常夫	4番	高橋愛子
5番	小寺強	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 税務課長	田中実	危機管理課長	森島秀彦
住民課長	高橋博美	産業課長	中島智
福祉課長	田中久晴	経営戦略課長	荒川浩
建設課長	近藤豊和	教育課長	中島良重

土地改良課長 田 内 満 昭

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 足 利 恵 信

議会事務局 西 脇 愛 美

(午前8時59分 開議)

○議長（浅野常夫君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、議員定足数に達していますので、平成28年第2回定例輪之内町議会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野常夫君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第39号から議第42号までについての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第39号及び議第44号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅野常夫君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までとします。

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

おはようございます。

それでは、お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

熊本大地震に学ぶこと。

東日本大地震から5年余り、いまだ復興半ばの4月14日、熊本県を中心とする大地震が発生しました。

まずは、とうとい命を犠牲にされた方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

今回の大地震においても最大震度7の大きな地震が2回も発生し、後に最初のM6.5の地震は前震で、2回目のM7.3の地震が本震であると訂正され、またも想定外の大災害となりました。地震や土砂崩れなどの自然災害は、人類の力では予測することもとめられません。私たちができることは、地震を学び、備えることであると思います。被災地の皆さんには誠に申しわけないことではありますが、この地震災害をとうとい教訓として、今後起こり得る地震災害に生かさなければなりません。

当町においても東日本大震災の教訓から、公共施設の耐震化、耐震性貯水槽の設置な

ど、多くの防災対策事業を実施し、防災拠点の建設も始まっています。また、毎年行われる防災訓練などにより、町民の意識、心構えも以前とは大きく変わってきています。しかし、熊本の状況を見ますと、東日本大震災の教訓を経て構築した災害への備えが必ずしも十分とは言えず、多くの課題や問題が発生し、災害対応の難しさが浮き彫りになっております。いま一度、この熊本大地震から学び、防災計画などの内容を改めて精査し、必要に応じて見直しを図る必要があると思います。

そこで、以下の点について質問いたします。

1. 住宅の耐震化の促進について。

今回の熊本大地震により亡くなられた方の多くは建物の倒壊によって命を落とされており、まず一番大切なことは住宅の耐震化であります。

当町におきましても木造住宅耐震化促進事業として、耐震診断、耐震補強改修費用の一部を助成して事業の推進を図っておりますが、現状はいかがでしょうか。経済的な理由で大がかりな耐震工事をためらっている方が多いのではないのでしょうか。

耐震改修まではできない場合に、家屋が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る装置として耐震シェルターがあります。最近、この耐震シェルターにも補助金を交付している自治体が多くなってきています。耐震シェルターとは地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースを守ってくれる装置で、既存の住宅内に設置でき、住みながらの工事や、耐震改修工事に比べて安価で短期的に設置ができます。特に高齢者、障がい者世帯には有用性があるのではないのでしょうか。

当町においても耐震シェルターの設置を推奨し、木造住宅耐震化促進事業の一環として導入してはどうでしょうか。

2. 防災備蓄について。

現在、当町においては町防災備蓄倉庫や町及び各校区のコミュニティ防災センターに災害時に必要と考えられる多くの防災資機材や備蓄品が確保されており、新たに耐震性貯水槽が各校区のコミュニティ防災センターに設置され、万全であると思いますが、今回の熊本大地震で何が必要で、何がなくて困ったのか、よく検証し、点検する必要があると思います。

聞くとところによると、食器（食べ物容器）や、ラップ、アルミホイルなどが足りなくて困ったそうです。また、避難所にサマーベッド、キャンピングベッドなども必要ではないかと言われております。

3. 避難所の開設と運営について。

避難場所は、避難勧告等が発令された場合の指定緊急避難場所（第1次避難場所）と、新たに長期的避難ができる指定避難所（第2次避難場所）があり、当町においても各地区に指定されております。しかし、第1次避難場所地を見ますと、集会場や神社が多く、耐震性は大丈夫なのか。

また、どこどこ宅の前とか、どこそこの道路とかに指定されている地区もあり、再検証する必要があるのではないのでしょうか。

第2次避難場所には小学校など14カ所の公共施設が指定され、1万人超の収容人数が設定されておりますが、実際にどれだけの避難生活者に対応できるのでしょうか。

今回の熊本においても避難所収容力が少なく、やむを得ず車内で避難生活をされた方々がエコノミークラス症候群を発症し、亡くなられるという震災関連死が問題になっています。健康衛生管理も含めて、いかに持続可能な場を確保できるかが肝要であると思います。

運営面においては、高齢者や子供ら災害弱者の居場所が適切に確保されなかったり、救援物資が拠点に送り届けられても、配送・配布する手だてや人手もなく、山積みになられ、被災者に行き届かないなどの行政批判が起こっておりますが、行政だけの対応では限界があり、民間業者や被災者を含めた住民との連携、役割分担を事前に構築していく必要があると思います。

4. 防災ネットワークの構築について。

今回のような大規模災害に直面した際、最初の3日間を地域住民がいかに自力で無事に過ごすことができるか、また地域住民でつくる自主防災組織が避難所運営の柱にならなければならないと考えられています。区・自治会単位の組織なので、地域やそこに住む人を把握しており、避難者自身でもありますので、細かい要望も酌み取れると期待されています。

当町におきましても、各区単位に自主防災会が組織されておりますが、ほとんどが活動実績のない有名無実の組織になっているように思います。

今年度、防災士養成事業として防災士を100名養成し、各区に防災士を配置して、講習会や自主防災訓練を開催し、自主防災力の強化を図る計画がなされております。この事業を確実に遂行し、防災士、区長などを中心に「防災ネットワーク」を構築して、自主防災会活動を活発化させ、自主防災力を多面的に強化することが必要であると思います。

以上、多岐にわたる防災計画を今回の熊本大地震を教訓に点検・総括をして、実際の事案からあらゆることを想定した防災対策に一層力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

町長の御見解をお伺いいたします。また、担当課であります危機管理課長に、今回の熊本地震から当町の防災対策に生かすべき事項やお気づきの点などがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（浅野常夫君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

それでは、上野賢二議員の熊本大地震から学ぶことと題して4点の御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まずもって、今回の熊本地震で犠牲になられました多くの方々に哀悼の意を表したいと思えます。また、罹災され、今でも避難生活を余儀なくされている6,000人近くの方々に心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い生活再建ができることを心から願っているものでございます。

私どもの町といたしましても、国・県も含めた連携のもとで支援をしてまいりたいと存じます。改めて、議員の皆様方とともに復興支援への決意を新たにしたいと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、順次お答えをいたします。

1点目の住宅の耐震化についてでございます。

議員の御指摘のように、今回の熊本地震により亡くなられた方69名のうち、建物の倒壊による方が49名と、多くの方が建物の倒壊で亡くなられております。

当町の木造住宅耐震化促進事業におけるこれまでの助成件数は、耐震診断が48件、その結果を受けた耐震補強工事は2件となっております。

地震被害を軽減する対策としては家屋を耐震補強するのが重要な事業であり、今後も周知を含め、事業の推進を図ってまいりたいと思えます。

また、経済的な理由により耐震補強工事が行えない方々の生命の安全を確保する対策としまして、御提案のありました耐震シェルター設置に関する助成の拡大、これは費用などの面でなかなか進まない住宅耐震化対策の次善の策として非常に有効な手法だと考えております。今後、助成の実施方法、内容等を検討の上、推進をしてまいりたいと考えております。

2点目の防災備蓄についてお答えいたします。

現在の防災備蓄品は、乾パン1万3,416食、アルファ米1万7,500食、保存用ビスケット等1万2,520食、毛布1,223枚、簡易トイレ101個、ミネラルウォーター、1.5リットル換算でございますが3,968本、食器セット2,000人分、成人用紙おむつ3,631枚、新生児用紙おむつ4,382枚、生理用品1万2,900枚、紙コップ2万5,000個等を貯蔵しており、今後も災害時備蓄計画の見直し等を含め、適切な必要量を確保してまいりたいと考えております。

また、平成25年度に3地区に耐震性貯水槽を設置し、120立米、人口1万人で4日分の飲料水を確保しております。

石けん、シャンプー、歯ブラシ、消毒液、下着、アルミホイル、ラップ等の日常生活用品は備蓄しておりませんが、町内のイオンビッグ株式会社及びゲンキーと災害時における支援に関する協定を締結しており、食糧、生活物資等の調達確保を考えております。

災害が万が一発生した場合は、イオングループの総力を挙げて支援すると心強い言葉もいただいております。

避難所用のサマーベッド、キャンピングベッド等の備品につきましては、熊本震災時の各地方自治体の対応等も検証し、そのあり方について鋭意検討してまいりたいと考えております。

3点目の避難所の開設と運営についてお答えをいたします。

第1次避難場所の再検証でございますが、改めて関係者を交え、検証・検討をしてみたいと考えております。

次に、14カ所の第2次避難所で1万人超の収容人数、これは施設の延べ床面積を1人当たり必要面積2平米で換算して算出しております。実際にどれだけの避難者に対応できるのかということですが、収容の可能な部屋で算出しますと、5,796人となります。ただし、1人当たり2平米は、緊急対応初期の段階で就寝可能の必要専有面積ということになっております。避難生活が長期化し、荷物置き場等も含めると1人当たり3平米が必要となり、避難生活が長期化した場合の収容可能人数は約3,800名と推計をいたしております。

当町の避難所運営指針では、災害時に速やかに避難所の開設が行えるよう、日ごろから役場職員と地域住民が共同で実際に活用する施設を活用して、実践的な避難所開設訓練を実施することが理想となっておりますが、実際にはこの訓練は、近年、実施にまでは至っておりません。

議員の御指摘のとおり、避難所の運営は行政職員だけの対応では限界があります。ボランティア、あるいは住民の方との連携、役割分担を事前に構築してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の防災ネットワークの構築についてお答えいたします。

防災士は、平常時には、家庭はもとより、地域や職場において防災意識の啓発と安全対策、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練に当たるほか、災害時には、公的救助が実施されるまでの間、経験や知識を生かし、指導的立場で避難や救助活動などの応急対応に当たっていただくことができると考えております。

地域や職場での防災リーダーの養成は、防災力の向上を図るためにも大変重要であると考えております。今年度、地域の防災リーダーとなる防災士を育成するため、町単独で講座を開設して、100名の防災士の養成を目指しております。講座の内容等も固めましたので、順次実施に移してまいります。

昨年度から、区長、消防団長を中心に地区別防災訓練及び防災士による自主防災総合指導を実施しており、今現在、2地区で実施済みであります。今年度は6地区で予定をしております。

来年度以降についてであります。区長、消防団長、地区の防災士を中心に、防災ネ

ネットワークの構築を目指した自主防災訓練を実施し、自主防災力を多面的に強化したいと考えております。

今回、熊本の地震災害への行政機関の対応、住民の皆さんの対応、そして関係者との連携のあり方等々、私どもなりに検証し、とうとい教訓として生かしつつ、今後起こり得る地震災害に生かすべく、積極的に防災対策に取り組んでまいります。

以上で、上野賢二議員の御質問への答弁とさせていただきます。

○議長（浅野常夫君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

上野議員から私に、今回の熊本大地震から当町の防災対策に生かすべき事項などがありましたらお聞かせくださいとのことですので、お答えいたします。

議員の御指摘された避難所での運営や物資の配給に当たる行政職員の不足、避難所の対応に追われ、災害対策本部がうまくいかなかった。また、ボランティアセンターの設置のおくれに伴い、避難所との連携がうまくいかず、ボランティアの受け入れ態勢ができなかったこと。避難所間の格差が生じた。また、自宅が被災し、個人備蓄を持ち出せない事例等の多発、住宅の補修や仮設住宅への入居、生活再建支援の給付に必要な罹災証明の発行のおくれなどなど、当町で生かしていかなくてはならない、熊本大地震から学ぶ課題がたくさんあります。

また、観測史上初めて一連の地震活動で震度7が2度発生し、本震と思われた地震が前震に修正されました。大きな地震の後には、余震だけではなく、次にまた大きな地震が発生するという認識を新たにしたところでございます。

町長の思いと同じでございますが、この地震災害をとうとい教訓とし、今後、起こり得る地震災害に生かすべく、点検・検証して、積極的に防災対策に取り組んでまいりたいと考えておりますし、取り組んでまいります。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（浅野常夫君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

ほぼ前向きに御答弁をいただきました。改めて質問することは特にはございませんが、まず1番の耐震化の耐震シェルターというのを私もいろいろ調べまして、某工務店が、この資料を持っていますが、25万円ということで、これは広さもベッドが2台入るということで寝室に、本当にこんな安く入るんだなあという感覚を持っておりますが、このような金額であれば、全額補助してもいいんじゃないか。特に最初の中でも書きましたが、高齢者世帯、それから障がい者世帯、そういった方にはこのようなものを推奨していただいて、全額助成するというくらいのことを行っていただければというふうに思い

ます。

防災備蓄品については、イオングループとの協定ということで大変心強い契約になっているということで安心をいたしております。

それから避難所ですが、実際に避難生活者、3平米で3,800人ということでございますので、ほぼ町民の3分の1ということで、その程度あれば十分対応できるのかなあというふうに思いました。

それから防災ネットワーク、これは防災について一番重要なことじゃないかなあというふうに思っております。福祉関係で「近隣助け合いネットワーク」というものが構築されておりますが、そういったようなネットワークづくりをしていただければ、年に何回かそういった実績報告をしていただいたり、全体で寄っているいろんな検討をされたりと、そういったことを義務づけるようなネットワークづくりをぜひともこれから進めていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、町長答弁にございましたように、一層力を入れて取り組んでいくということでございますので、我々も一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお祈りしたいと思います。以上でございます。

○議長（浅野常夫君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

アポロンスタジアム建設等に御尽力いただきました元町議会議員の田中寛さんがつい先日亡くなられましたので、御冥福をお祈りいたします。

楡俣北部土地改良に付随して、楡俣大橋（（仮称）輪中大橋）架橋推進について、質問いたします。

このほど楡俣北部土地改良協議会が設立され、今後、随時、計画、推進案等、作成に入る段階にあるわけですが、この際、楡俣大橋（（仮称）輪中大橋）架橋も視野に入れて計画を推進されてはいかがでしょうか。

安八にはスマートインターも着工され、交通量も格段に増加すると見込まれます。時代も刻々と変わりつつあり、インターにつながる道路の整備が緊急の施策になっています。

輪之内町には県道219号線、220号線が関連してありますが、側道（自歩道）が切れ切れであります。県のほうに要望は出しているのでしょうか。それとも、町で整備するつもりでおられるのか、お答えください。

この際、楡俣大橋（（仮称）輪中大橋）架橋も視野に入れて計画されてはいかがでしょうか。

少し質問がそれますが、歴代町長の業績を振り返りますと、増田町長は大藪大橋、中島町長は2期8年で7社の工場誘致、宮川町長は南部のほ場整備、渡辺町長は下水道事

業に取り組み、木野町長で仕上げの段階に来ています。残念なことにW町長のときは選挙違反が続き、輪之内町の悪いイメージばかりが広がりました。

後を引き継いだ木野町長は、ホッとステーションの開設、デマンドバスの導入、朝市の開催、18歳までの医療費の無料化等に取り組み、町民には至って好評であります。

歴代の首長は、73歳前後で旅立たれています。昨年9月、私の質問に5期に入って務めている町長があると答えられておりますが、町長は至って健康そうで何よりであります。現在、在職10年目に入るところであります。無理をせず健康に十分に気をつけて頑張っていたきたいものであります。

時間のかかる事業になりますが、長良川の架橋にも取り組んでいただけませんか。

また、防災拠点につながる（仮称）養老大橋の進行状況は、山に例えると、現在、何合目ぐらいに差しかかっていると思われませんか、お答えください。

「子供らに 未来を託せる まちづくり」、以上です。

○議長（浅野常夫君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、古田東一議員の楡俣北部土地改良に付随しての御質問にお答えをいたします。

古田議員からは橋梁を含めた当町の道路整備の考え方について御質問がございました。鉄軌道のない当町では、自動車への依存度が高く、道路網は住民の日常生活を支える極めて重要なインフラであります。また、長良川と揖斐川に囲まれた輪中地帯であることから、橋梁も非常に重要なものとなっております。

御質問の県道安八・平田線、県道安八・海津線に関する歩道整備につきましては、現在、安八・海津線の歩道未整備箇所につきまして、早期に全線が整備されるよう、県への要望活動や地元交渉等の協力をいたしております。一歩ずつではありますけれども、整備が進んでいる状況であります。今後におきましても、強力に要望活動を続けてまいります。

安八町で着工されたスマートインターへは、既存の県道安八・平田線、県道安八・海津線から接続できるものと考えております。

なお、東海環状自動車道西回りルート of 整備に伴い、養老インターへ接続できるように、（仮称）新養老大橋の架橋に向けて、現在、努力をしているところでございます。

架橋に関する進行状況についてお答えをいたします。

活力あるまちづくりを支援し、交通渋滞の慢性化の解消や住民生活の向上を目指し、東海環状自動車道養老インターと長良川の南濃大橋をつなぐため、揖斐川の福東大橋と今尾橋との間に（仮称）新養老大橋の建設と接続道路の整備を目的とし、過去、平成8

年2月に（仮称）新養老大橋架橋建設促進協議会が設立され、関係機関内部で検討、研究を開始されたところでございます。

平成22年1月、この時点で実施に向けた地元の強い意思を内外に示すために、協議会を同盟会に変更し、さらに平成24年度からは、それまでの養老・海津・輪之内の各市町に加え、新たに安八町にも参加をいただき、その実現に向けての輪を広げ、県に対して要望活動を展開しているところでございます。

（仮称）新養老大橋の実現までには、議員の御質問にもございましたが、それなりの年月が必要になると考えられますけれども、関係自治体と連携を密にし、熱意を持って進めてまいりたいと考えております。

平成27年度には、災害時の輸送ルートの確保のため、従前から国土交通省に強く要望してまいりました名神高速道路から揖斐川左岸堤防への直接乗り入れも可能となりました。東海環状道から防災拠点につながるルートとして、この（仮称）新養老大橋はぜひとも実現をしたいと考えております。

なお、議員から御提案のありました楡俣大橋についてでございますが、周辺の道路網の整備状況、それから羽島市側の道路整備の状況等を見据え、必要な時点で取り組んでまいりたいと考えておりますが、まずは（仮称）新養老大橋の実現に力を注ぎたいと考えているところでございます。

以上で、古田東一議員の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（浅野常夫君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回は防災全般ということでお願いをいたしたいと思っております。

うっとうしい梅雨の季節が到来いたしました。農家にとっては恵みの雨でもあり、雨間には小麦の刈り取り、田植えといった、1年中で最も忙しい時期です。

4月に熊本地方で震度7以上の地震が2度も発生し、その後も1,000回を大きく超える余震が続き、大きな被害を受けられた多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。

中越地震、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、また異常気象による大雨等による甚大な被害が私たち日常の間近にあります。

6月10日、政府の地震調査委員会は、今後30年間で震度6弱以上の揺れが予想される「全国地震動予測地図」の2016年版を公開いたしました。2014年版の前回発表に比して確率が上昇し、岐阜市で27%で、1ポイント上昇しました。

南海トラフ地震が静かに近寄ってきているように思えてなりません。しかし、多くの

教訓により、恐れているより、防ぎ、守る努力を強力に推し進めていかななくてはならないと思います。

以上のことにより、町長にお尋ねをいたします。

1. 生命線である水、備蓄食糧について、上水道の点検・整備について。
2. 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅耐震化促進について、現状及び今後の対策について、また公共施設は大丈夫か。

3番目に、町内各地で起きると予想される液状化に対する考えは、避難所への道路の安全度は。

4番目に、大吉地区に建設されている大規模拠点の見通しは。

5番目に、各地区へ配置予定の防災士の養成状況は。

以上5点ですが、よろしく願いいたします。

○議長（浅野常夫君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、田中政治議員の防災全般についての御質問にお答えをさせていただきます。具体的に5点の御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

1点目の生命線である水、備蓄食糧についてでございます。

水は、ミネラルウォーター、1.5リットルボトル換算で3,968本、耐震性貯水槽で120立米、合わせて約125立米、人口1万人で、計算上は約4.2日分の飲料水を確保するということになっております。

現在の備蓄食糧は、乾パン1万3,416食、アルファ米1万7,500食、保存用ビスケット等1万2,520食で、合わせて4万3,436食、人口1万人といたしますと、約1.45日分の確保ということになります。

先ほども御答弁させていただきましたが、今後とも災害時備蓄計画の見直しも含めて必要量の確保に努めてまいります。

地震災害時の中、被害をよく耳にいたしますのは、家屋、道路、電気、水道であります。文字どおり、水道は命の水を供給しているライフラインでございます。

御質問の上水道の点検・整備についてでございますが、水源地及び井戸の施設は、第1水源地は昭和52年の建設、第2水源地は平成15年の建設、旧水源地は昭和38年の建設となっております。このうち、第1水源地は新しい建築基準法以前の建物でございますので、昨年度、管理棟の耐震診断を実施し、診断の所見で建物の耐震性能及び保有耐力は十分にあると診断されたところであります。

また、井戸の耐震性についてでございますが、当町の井戸は鋼管を使用した井戸で、形状は上部に荷重を受けない鋼管ぐいと同様でありますので、一般的には地震時の挙動は、地盤の挙動とほぼ等しくなるため、断層運動のような地盤の食い違いがその部分に

生じない限りは地震に対する影響は少ないものとされております。

ただ、今後におきましても、実際に液状化した地域での状況等の調査・研究をしてまいりたいと考えております。

なお、ライフライン全体の被害を軽減するため、配水管の耐震管への布設がえを順次行っているところでございます。

2点目の木造住宅耐震促進についてでございますが、先ほど上野議員の質問の中でも申し上げましたが、耐震診断の助成は48件、耐震補強工事助成は2件となっております。

公共施設の耐震化については、平成21年度の町民センター耐震補強工事を最後に完了しておるところでございます。

また、木造住宅耐震促進につきましては、今年度よりテレビを活用したPR、それから広報や戸別訪問等を積極的に推進を図ってまいりたいと考えております。

3点目の液状化に対する考え方についてでございますが、南海トラフの巨大地震の発生の危険が高まっている中、液状化の可能性が高い当町において道路の陥没や落橋等の災害が予想され、これを全て防ぐことはなかなか困難なことであります。

しかしながら、このような場合にあっては被害を軽減するため、橋梁の点検を5年サイクルで実施し、結果に基づいて橋梁の修繕等も行っているところでございます。

また、被災時の道路の陥没等復旧についてでございますが、まずは幹線道路の復旧を優先的に行い、交通動線の確保をすることが最も肝要かと考えております。

4点目の大吉新田に建設される防災拠点の見通しはについてお答えをさせていただきます。

今までの経緯についての御報告という形になろうかと思っております。

御存じのとおり、平成26年3月に防災拠点用地を確保いたしました。同年6月に地質調査を実施し、地盤沈下等の解析データをもとに、11月には国土交通省と輪之内町分をあわせての造成工事における基本計画を木曾川上流河川事務所側で策定をいたしましたところであります。

造成工事内容は、盛り土には約40万立米が必要であり、盛り土は道路境界より5メートル後退した位置から開始し、2割勾配で堤防天端まで盛り土を行います。盛り土高は約9メートル、のり尻には表面排水のためのふたつきU字溝を設置する予定となっております。

また、基盤造成までは国土交通省が施工し、造成には5年から6年かかる見込みとの見解を木曾川上流河川事務所が示しているところでございます。

平成26年12月から基盤造成を開始しており、現在までに約17万4,000立米の埋め立てが終わっております。進捗率43.5%ということになっております。今後、造成完了までに、残土の出方次第にもよるんですけれども、数年といたしますか、三、四年かかるかなという状況でございます。

防災拠点、水防を初めとする防災資機材を保管するための倉庫、それから防災対策現地本部機能をあわせ持つ避難施設や駐車場、防災関係車両駐車場等の整備が必要であると考えております。

また、国土交通省が近隣で建設しました防災ステーションの状況を見ておりますと、災害時の防災拠点として防災機能を発揮することは当然のことですけれども、平常時には地域のコミュニティー活動の場となるような利用がなされているところが多く見受けられますので、それらを含めて、より付加価値の高い施設の建設計画を遅滞なく策定すべく、現在、事務を進めております。早急に建設計画をお示ししたいと考えております。

最後に、5点目の各地区へ配置予定の防災士の養成状況はということでございます。

現在、防災士の資格を取得された方は、20名と少なく、なかなか取得者がふえない状況であります。地域の防災リーダーとなる防災士を各地区に配置し、自助・共助を基本とした平常時及び災害時の活動等について、各地区での講習会や自主防災訓練を開催することで自主防災力の強化を図りたいので、今年度、町単独の防災士養成講座を開催することといたしました。

県が行う防災リーダー育成講座は、岐阜、高山等で行われており、開催地まで時間がかかり、交通費等もかさむため、町単独で講座を開設し、各地区2名及び職員50名、計100名の防災士の養成を計画いたしております。

講座は、現在のところ、9月、11月に各1回、12月に2回、計4回の講座を予定いたしております。3月、4月の区長会におきまして、各地区2名の選定をお願いしておるところでございます。

今現在、特定非営利活動法人防災ネットワークと輪之内町防災リーダー育成講座等の企画運營業務委託の締結に向けて準備を進めているところでございます。

したがいまして、業務委託が終わり次第、改めて各地区2名の選出をお願いして事業を進めてまいります。

いずれにいたしましても、いろんなことを考えながら、輪之内町の自主防災力の強化というものについて気を緩めることなく実施してまいりたいと考えております。

以上で、田中政治議員の御質問への答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長（浅野常夫君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

御丁寧にご答弁いただきました。

再質問させていただきますが、まず最初に、震度6弱以上の揺れが予想されるという全国地震動予測地図の件についてですけれども、多分もう皆さんは御存じだろうと私は

思っておるんですが、輪之内町はこれによりますと、どのくらいの確率で発生するということになっていきますか。

それから南海地震は、さきのテレビ等の報道によりますと、大体100年に1回起きているんだと、そのくらいの確率で発生していると、この地域ではね。

前回起きたのが1946年、今から大体60年ぐらい前に起きているので、恐らくここに示されている30年、40年の間には発生する可能性が非常に高いということを報道しておりました。このことについての御認識、多分危機管理課長は全てお調べだとは思いますが、そこら辺の御認識をお尋ねしたいと思います。

次に、木造耐震補強の関係ですが、これは48件と補強が2件ということですが、どのくらいの総数で、そのうちのどのくらいが耐震診断を、皆さんが取り組まれたかということをお答えいただきたいと思います。

それから、3番目の液状化に対する考え方ですが、これは前の上野議員が今までの地震から得られた教訓はと、いろいろ御質問されておりましたが、東北大震災のときには、避難をしようにも大渋滞になってしまった。そこで津波が来て、かなりの方が亡くなった。ただ、輪之内町は津波ということは心配ございませんが、液状化が起きると。いつもの防災想定訓練は、揖斐川が増水をした、また震度6、7規模の大規模な地震が運悪く発生したという最悪のシナリオでもって訓練をされていると思います。

そんな中、もしも、津波ではございませんが、揖斐川が破堤した、長良川が破堤したというような最悪のコンディションの場合に、どうやってそこへ逃げていったらいいのかと。その道路の指定をある程度しないと、パニックがまたパニックを生みますので、平常時とはかなり状況が違いますので、道路は液状化を起こしている、そして車で大渋滞をしてしまっている、上がるにも上がれない。多分それならば、この道路は一方通行というのを日ごろから訓練の中で皆さんに周知徹底して、そこに避難するための仕方に対して、もう少しきちとしたものを示していかないと、逃げよ、逃げよ、第1避難場所、第2避難場所、場所は指定されても、行く方法について非常に曖昧である。勝手に行きなさいで、これでは恐らく避難所までなかなかスムーズに皆さんは到達できないんじゃないかなと、私はそういうふうに思っております。

それで、その道路については、ある程度道路改良がされて、その耐震に対し、要するに液状化にもある程度、前回質問したときも、多分基幹道路はかなりいいという御答弁をいただいておったと思うんですが、そういうことも踏まえて、この道は大丈夫でこの道はちょっと危ない、それなら一方通行でこういうふうに回りましょうとか、いろんな形の中でスムーズに住民が避難できるような方策をぜひお考えいただきたいというふうに思いますので、そこら辺についてもお答えをいただきたいと思います。

それから、水の関係ですが、第1水源地のポンプ場は昭和52年で、第2のは平成15年だというふうに御答弁いただきましたが、先般の委員会において水道関係の決算の中で

質問させていただいたときに、課長から、壊れたら、その分はすぐつくり直せばいいという御答弁を数回にわたってお聞きしました。私が言いたかったのは、壊れたものはつくるのは当然ですが、第1水源においては、過去に第2水源を早急につくらなければいけないという一つの大きな提案の中に、井戸の管が途中で折れている。だから、早くやらないと、これはもしものときに対応できないと。第1、第2で相互にうまく補完をしながら、町民の生命線である水に対してはきちっとやっていくんだというふうに私は伺っておりますが、最近になってきましたら、第1水源は別に故障しておるわけでもないし、折れておるわけでもございませんというようなニュアンスに近いことを陰から聞いておりますが、本当のことはどうでしょうか。

建物の耐震はともかく、肝心の井戸の管が折れているとか、折れかけているとか、曲がっているとかという言葉については、否定なら否定で結構なんですけど、きちっと言っていたきたいというふうに思います。

それから、ちょっと戻りますけれども、1番目の食糧に関して、恐らくいずれの震災を見ておられますとも、各地から多くの救援物資がどんどん届いておられて、それをどうやって住民の方に配るかということにきちっとしたものを持っていないと、ボランティアだけでは恐らく対応ができないので、輪之内であれば区を中心に動くことだろうと思うんですが、以前は婦人会がございまして、私が小さい時分は、だあっと大きな台風が来ると、婦人会がお寺さんとか、そういうところへ寄りまして、救援物資が来ておるので好きなものを持っていけとか、服を持っていけとかということで、うちのおふくろがもらってきたというのを私は記憶にございます。

そんな中で、今も区長を中心とした組織では男社会でございまして、基本的に台所を預かっている食糧とか、要するに生活用品においては女性のほうがかなり必要なものに対しては敏感に反応できるのではないかなあということで、婦人会という言葉は今ございませんが、女性会議が婦人会ですかね。ですから、その女性会議とか、そういう一つのを今回の防災に一つの大きな意味を持たせていってはどうか。

婦人はなくなりました。私の地域でも、周りにも、もうございません。女性会議に入っている方もごく少なく、どなたが入っているかわかりません。そんな中で、今回の教訓を生かせれば、男性も女性もその視点から取り組んだほうが、もっと有効に物事が動くのではないかなあとは思っております。それについても、その女性会議的なものに対するお考えを、この防災に絡めてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

そんなようなところで、一回、よろしく申し上げます。

○議長（浅野常夫君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

第1点目の輪之内町では震度どれだけかということでございますが、議員さんの質問にも27%と書いてございましたので、実際の話、私は今現在、まだ見ておりませんので、大変申しわけございません。今後、またこれを生かしましてやっていきたいと思っております。

また、食糧に関して物資の関係で女性会議を生かしたらどうかという質問でございますが、女性会議自体は、ある程度地区が固まっていると思っております。

そのほかに女性を生かすとすれば女性防火クラブというのがありますので、各地域に4名とか、今、選出していただきまして、98名の方が見えます。女性クラブの委員長さんとも協議しまして、女性の方を地域で生かしていけるようにとも考えております。

また、女性クラブのほうでは災害時における空き缶で御飯を炊くとか、そういう訓練もしておりますので、その女性の方々の力をかりていきたいと考えております。以上です。

○議長（浅野常夫君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

2点ほど御説明させていただきます。

まず、木造家屋の輪之内町の総数といたしましては4,084棟で、耐震化の対象としております56年以前の木造家屋につきましては、2,425棟ということになっております。その対象家屋のうち、48棟までが耐震診断等を行われたという状況でございます。

それから2点目、水源地の井戸の関係でございますが、過去においてそういった管のひずみ等ということも伝え聞いているところでございますが、これにつきましては、過去に再度調査するということはしておらないところでございますが、ポンプの点検整備とあわせ、その辺の井戸の形状の変化について確認を行ってまいりたいと思っております。

道路の液状化の関連に関しましては、先ほど町長の答弁の中で申し上げました内容のとおりでございますが、今、具体的に進められるのは、それを行き来する橋とか、そういったものにかかわるもの、それからまた舗装の改修・修繕等にあわせまして、少しでも液状化を緩和できるような舗装の修繕の仕方等、舗装厚を変更させたりというようなことで対応が進められるかなというところでございます。

（6番議員挙手）

○議長（浅野常夫君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

非常に歯切れが悪い。木造家屋の耐震診断の対象戸数2,425棟あると、その中で48棟である、この数字を見てあなたはどういうふうにか考えるかということですよ。これでやっておる、やっておるではだめでしょうが。それでもって住民の安全を守るという行政の見地からしたら、58年以前の建物なのであなたのうちはだめですよ、一応きちっと診

断を受けてくださいよというのを各戸に出していますか。どこまでこれを細かく、それに対する取り組み方として、ただ、48棟でした、これで済めば何も問題ないですよ。

全てを行政の方にお世話になると、自分たちの自助、自分でやらないかんことなので、そんなことはわかっておりますけれども、あえてここまで補助金もつけてやりましょうと、町長さんも一生懸命それに対してお骨折りいただいております。でも、依然としてこの48棟というのは非常に少ない数字ですよ、対象に対して。だから、こういうことに対して、これを見たときに、ああ、これではいかんかと、どうしたらもう少し皆さんにこの耐震診断をしていただいて生命の安全を、自分の身は自分で守るというのはよくわかっておりますが、それがぴんときていないところには、やっぱりそのような、税で言えば督促みたいなものをばんと送りつけてくると、ああ、これは払い忘れておるで、督促料金は高いでえらいことやぞということになります、これは恐らく笛吹けど踊らずで、多分ほとんどの方がそういうふうかなあということがこの数字でわかるわけです。で、それを受けてどうするんだと。今後についてどうするんだということを、私、最初の質問に書いておりました。で、今後はどうしていくんだと。この数字を受けて、どういう考え方で進めていくんだと、そこが最初から聞きたかったところです。

それから、今の道路関係は、橋が98橋か96橋ありますが、先般、予算のときに出ましたが、避難所へ行くのに橋を通っていくのは当然ですが、そこまで行ける状況であるかどうかということを経営管理課として、同じ方向からは狭い。例えば、大吉の今の大規模拠点は、恐らく五、六年かかると、今、御説明いただいているんですが、43.5%の進捗率であると。そこには、多分仮設テントとか、いろんなものも恐らくできるでしょう。いろんな形で面積が確保されておりますので、いろんなものがその中で対応できると思うんですが、そこへ行くのに行けるのかどうかと。この道を通りだけ指定して、この道は一方通行ですよ、双方から突っ込んでくるとどうにもなりませんよということを経営管理課の住民に対して知らしめたり、道路にそういう看板をついたり、非常時においてはこれは南向きで片側のみですよとか、いろんな形の中で、皆さんにそうやってスムーズにそのところへ到達できるような方法を考えられたらどうですかということを経営管理課に言っておるんですよ。

あります、あります、橋はいいですよと、そんなことを聞いておるわけじゃないんですよ。橋がよくたって道路がなかったら何にもなりません。逆に、橋がなかったら渡れません。それは両方ともそろわないとどうにもならないこと、そんなことは言うまでもございませぬが、そこら辺の考え方が、やったやっただ、ただ机上の計算みたいなことばかりでは現実として、上野議員がおっしゃった、そこから多くの教訓を、何を得たかということを経営管理課は、もう少し担当課はよく考えていただかんといかんと思っておりますよ。

そして危機管理課長も、私が全文通告の中で全国地震動予測地図の件を言いましたが、そのときに、何で輪之内町はどんなもんやということ、何でそこで、なら、輪之内町は

どんなもんやろうなというふうに、岐阜市が27%やったから、近いかなあというふうなお考えかな。

これはピンポイントで、インターネットで調べれば、地震ハザードステーションというところでぽんと一発で出るそうです。これはテレビでもやっておりました。私はインターネットをやれませんが、課長さんみたいに御堪能な方であれば調べるんじゃない、ぽんぽんぽんで出る数字ですよ、輪之内町はどんなもんかなあと。

そこに書いてあったのが、ここに、私、その当時の新聞を持ってきておるんですわ。ここの真っ黒けになっておるのが輪之内町ですわ、一番危ないところですよ、この地図で見ると。こうやってもう出てるの、この1面に出てることすら、そんな程度の答弁では本当に危機意識があるのかなのか。一般質問は全文通告して、それに対する答えが非常に、皆さん、危機感がない。

私、このごろよく嫌みばかり言うようで本当に申しわけないんですが、自分にもできませんけれども、せめておたくたちは、私もそうですけれども、少なからずそういうことに対するところに身を置いている。それを十分に認識していただいて、全文通告を何のためにしているんやと。48戸でした、そんなことを言っておるんやないですよ。それを受けてどうするんやということを私は聞いておるだけです。再度お答えをお願いします。

○議長（浅野常夫君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

予測地図に関しては大変申しわけありません。弁解の余地はございません。田中議員の言われましたとおり、もっと危機感を持ちまして今後やっていきたいと思っております。

また、道路関係ですが、緊急輸送道路ということで田中議員が1回質問されていると思います。そのときにも、私たちも緊急輸送道路、お金の問題もありますので、全部が全部一気ににはできませんが、道路計画をもとに、今ですと中学校の南の道路が舗装厚もあるのということでお答えしたと思うんですが、また役場もなっておりますので、テニスコートの北、あの道等も踏まえて緊急輸送道路ということで計画を進めていきたいと思っておりますし、先ほど建設課長ともこういう話もしておりましたので、田中議員が言われる、集落の中の全部が全部そうできませんが、できることからやっていきたいと思っております。

○議長（浅野常夫君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

耐震診断の進まない状況に対する今後のというところでございますが、今、戸別訪問

等、毎年、輪之内町の北部のほうから50件程度のところ、対象家屋に対しまして行っているところではございますが、そのあたり、もう少し件数をふやす等、ちょっと再度でこ入れというか、拡大をして推進のペースを速めてまいりたいと思います。

○議長（浅野常夫君）

暫時休憩します。

（午前10時06分 休憩）

（午前10時16分 再開）

○議長（浅野常夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

引き続きまして、お聞きいたします。

まず、防災拠点の造成工事についてお伺いしたいと思います。

今年4月14日と16日、2回の震度7という巨大な熊本地震によって多くの方々が犠牲になりました。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

新聞報道によりますと、東海3県では複数の断層帯が熊本地震と同じ最大震度7の内陸型地震を起こすと想定されているとしております。岐阜県垂井町から三重県北勢地方へつながる養老―桑名―四日市断層帯は、3県のいずれにおきましても最大震度7の揺れを起こす可能性が指摘されているのであります。

熊本地震では各地で土砂崩落が起きておりますが、特に盛り土で造成された箇所の崩落が問題になっております。

当町の防災拠点は、現在、国交省によって建設残土によって埋め立てが行われておりますが、想定されている大規模地震に耐えられるのかどうか、不安であります。地盤についてはボーリング調査が行われているということですが、震度7の地震で液状化や盛り土の崩落の危険性はどうか、どのように検討されているのか、お伺いします。

防災対策のうち水害対策については、長良川や揖斐川の堤防決壊がない限りほとんど心配はないと思います。その堤防決壊の危険性については、現在の科学技術の進歩によって未然に防止することは、技術的には十分に可能であると思います。仮に安八水害程度の洪水で破堤するのであれば、それはまさに人災であります。

しかし、地震については現在の人類の知識では的確に予知することもできず、地震発生時の被害想定と、それに対する対策を立てるしかありません。したがって、防災拠点は、水害対策としての拠点ではなく、震災対策として機能するような施設にすべきと考えます。そのためにも、埋め立て高さは堤防高まで高くする必要はなく、地盤の強度を確保するために必要な高さで十分ではないでしょうか。計画変更すべきと思いますが、町長

の見解をお聞かせください。

続きまして、ピロリ菌検査の実施についてお伺いします。

最近、私の周りで胃がんで入院、手術された方が何人かおられます。大腸がんは便の潜血検査によって比較的早期に発見することができると言われておりますが、胃がん検診は、胃のバリウム造影検査で行われており、発見されたときは、既にかなり進行している場合があるということでもあります。

ピロリ菌を持っているとがんになる確率が高いと言われており、ピロリ菌検査を行い、早期に除菌すればがん予防に有効ではないかと思えます。

神奈川県横須賀市や東京都三鷹市などの一部の市区町村では、ピロリ菌の抗体検査とペプシノーゲン調べて胃がんのリスク分類を行い、要精密検査と判定を受けた人だけが内視鏡検査を受ける胃がんリスク検診を一部公費負担で実施しているということでもあります。

当町においても成人検診にピロリ菌検査を追加し、保菌者は除菌治療を促進するようにしたらどうでしょうか。事前に除菌し、がんになる確率を小さくしておけば、がんの手術から比べれば経費負担は少なくなると思えます。がんの早期発見、早期治療のためにも、平常時のピロリ菌検査を実施していただきたいと思えます。町長の見解をお聞かせください。

続きまして、国保会計への一般会計からの繰り入れについてお伺いします。

今回の条例改正で国保税は1世帯当たり21万5,599円、前年比11.5%の大幅な増税となります。しかし、町民の所得はどうなっているのか。安倍自公政権の進めるアベノミクスによって大企業は空前の利益を上げている中で、国民の所得は低下を続けています。

先日の国保運営協議会に提出された資料で検証しますと、国保加入世帯の基準総所得は、前年の15億1,296万円から13億7,299万円に、10%近く少なくなっています。1世帯当たりに換算すると、前年比マイナス8.4%、10万2,532円の減少であります。所得が8.4%も少なくなっているのに、税金は逆に11.5%もの大幅な増税になるということです。これでどうして生活を維持していくことができるのでしょうか。

町長は、所得の低い世帯には所得に応じて7割、5割、2割と軽減されるため問題がないかのように言われますが、全体の1人当たり調定額は13.3%アップであるのに対し、7割軽減世帯の1人当たり調定額は17.2%アップになるのであります。この実態について町長はどのように受けとめておられるのか、見解をお聞かせください。

なお、国保運営協議会資料で軽減対象被保険者数は明らかにされていますが、詳細がわかりません。7割軽減者数は440人となっていますが、その世帯は何世帯か、また7割軽減世帯の所得状況について、最低世帯の所得及び平均世帯の所得額を教えてくださいたいと思えます。

国保会計の財源不足は全て税金で賄うということは、低所得者の多い国保では無理が

あると思います。

医療費の高騰は、科学技術の進歩による新薬の開発や最新技術を取り入れた高度医療の普及など、被保険者の責任ではありません。このような被保険者の責任によらない医療費の高騰分については、一般会計からの繰り入れで補填すべきではないでしょうか。

昨年の岐阜県国保運営協議会会長連絡協議会におきまして、「国民健康保険を巡る現状と課題」と題して基調講演がありましたが、そのときに配られました資料によりますと、平成27年度から低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援の拡充として、約1,700億円が市町村に交付されることになっております。この財政支援で被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果があるとされています。当町への財政支援は幾らになっているのでしょうか。当町では、この財政支援はどのように活用されているのか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（浅野常夫君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員からは3点の御質問をいただきました。

まず、第1点目の防災拠点の敷地造成工事についてでございます。

防災拠点の液状化対策等の検討については、1年前にもお答えをさせていただきました。国土交通省は、液状化対策等の検討のため、平成26年6月にボーリング調査を実施しており、この周辺の地盤は液状化が想定されるだろうという結果になっております。これに関して国土交通省の防災拠点機能としては、主に仮締め切り土砂等の資材置き場が中心になっておりますから、特段の対応はしないというふうに聞いております。

一方、当町の施設整備計画の方向性でありますけれども、これは水防を初めとする防災資機材を保管するための倉庫、防災対策現地本部機能をあわせ持つ避難施設や駐車場、防災関係車両の駐車場等の整備が必要であると考えております。そういう意味では、当然のことながら、必要な場合には液状化対策も視野に入れていくべきものと考えております。

国は、昨年9月の関東・東北豪雨により大規模な災害が発生したことを踏まえ、今後の気象変動により発生頻度が高まると予想される施設能力を上回る洪水に対応するため、「水防災意識社会再構築ビジョン」というものを打ち出しております。その中で、今までの優先的に設備投資が必要な区間において、堤防のかさ上げ、浸透対策などを実施する洪水を安全に流すためのハード対策に加えて、氾濫が発生した場合にも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する等、いわゆる粘り強い構造の堤防の整備の促進として危機管理型のハード対策を導入し、平成32年度をめどに実施するというふうにしております。

また、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進するために、河川管理者、都道府県、市町村等から成る協議会を新たに設置するように進めております。水害対策は、輪之内町にとって避けることのできない喫緊の課題であります。関係者間で意識の共有をしながら対策を進めてまいります。

当町は、今後、防災拠点として災害発生時の対応基地としての機能のほか、住民の避難施設等も含め、どのような上物を整備していくのか、現在、検討中であります。当然に、水害・震災対策の両方をあわせ持つ施設が必要であると考えております。

次に、2点目のピロリ菌検査の実施についてお答えをいたします。

まず、ピロリ菌なんですけど、ピロリ菌というのは主に幼少期に感染しやすく、胃の強い酸の中でも生きることができる菌ということになっております。近年の研究結果から、ピロリ菌に感染すると多くの場合に胃炎を発症し、その状態が長期間持続すると、胃の粘膜が薄く痩せてしまう萎縮が進行して胃がんを引き起こしやすい状態をつくり出すということがわかってまいりました。

このような状況の中で、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、慢性胃炎等の症状のある方に対するピロリ菌検査は、保険適用がされておりますし、検査結果を踏まえて除菌などの治療も行われているところでございます。さまざまな医学的な知見、研究が進む中で、がんに対する予防策という点で多くの方がこのピロリ菌というものに関心を持つに至ったんだろうと、そんなふうに使われます。

ピロリ菌検査の内容であります。これは血液検査によりピロリ菌感染の有無、それから胃炎の程度を調べて、胃がんにかかりやすいか否かを危険度分類する検査ということになっております。これはABC検診とも言います。ピロリ菌検査というのはがんを見つける検診ではありませんが、胃がん検診でのバリウムなどの検査への抵抗から検診を回避する方であっても、採血という受診のしやすさから、潜在している胃がん罹患者をスクリーニングできる可能性もあって、ある意味、胃がんのハイリスク者を発見する方法として注目をされているということでもあります。

ただ、ピロリ菌感染者のうち胃がんを発症する方は、その一部とされており、感染者の全員が発症するわけではないというのも、またこれも事実であります。

また、2015年3月に国立がん研究センターから発行された「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン 2014年度版」によりますと、現段階においてピロリ菌検査は、新しい検査方法のために、死亡率減少効果に対しては不明であると。その意味でいきますと、がん検診として実施するのであれば、その有効性を示す証拠がなお不十分であるという報告がなされております。

そういったいろんな状況を踏まえて、輪之内における胃がん検診は、現在のところ、厚生労働省が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」というのがございますけれども、これに基づいて、バリウムを飲んで胃を透視するエックス線検

査を採用しておるといふこととございます。

ちなみに、胃がん検診の受診率は、平成25年度が21.9%、平成26年度が23.9%、平成27年度は24.5%と、毎年、徐々にではあります受診率が向上してあります。平成27年度からは実施日も1日ふやして実施してあり、より一層の受診率向上が望まれているところでもございます。

他方、安八郡地域医療連絡協議会でも、いわゆるピロリ菌のABC検診においても話題に上り、関心が寄せられておること、これもまた事実であります。

今後は、先ほど申し述べましたことも含めまして、国の指針なども参酌しつつ、ピロリ菌検査を含めて、明確な根拠を持つ、より効果的な胃がん予防対策の実施について検証をしてまいりたい、そんなふうにしてあります。

それから、続いて3点目の国保会計への一般会計からの繰り入れをといふことについてお答えをいたします。

今定例会に国民健康保険税条例の改正案を提出させていただきましたが、これに関連する御質問と受けとめてあります。

国保会計は、歳出の保険給付費、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金などの事業費から国庫支出金、県支出金等の特定財源を差し引いた残りを国民健康保険税とした被保険者の方に御負担いただくという制度でございます。この原則は、国民健康保険制度である限り、この原則を当町では、これまでもこれからも堅持するのが望ましいと考えてあります。

医療技術の進歩や新薬の開発等、医療費を増加させる要素は、年々増加してあります。御指摘のとおりであります。全国的に見ましても、医療費は毎年着実に伸びてあります。ほとんどの市町村国保の財政運営は厳しく、輪之内町においても同様の状況であります。

市町村国保は、他の保険と比較して被保険者の年齢構成が高いために1人当たりの医療費が多額となり、また所得水準が低くなるなどの構造的な問題を抱えているのが現状でありますし、被保険者の課税所得も減少し続けるなど、国保会計の厳しい現状がございます。

こういった状況の中、国保被保険者の皆さんに御負担をお願いしなければなりません。国民健康保険の制度上、予算に定める保険税を確保するためには、所得割の乗率及び均等割額等を引き上げざるを得なかったことについて御理解をいただきたいと、そのように思います。

議員の御質問の中で、7割軽減の世帯の調定額が全体の1人当たり調定額のアップ率を上回るとの御指摘がございました。これは他の保険制度にはない軽減措置が国民健康保険制度には組み込まれておまして、被保険者の構成を考慮した低所得者対策が既に制度上組み込まれている、ここが出発点になろうかと思っておりますので、御理解をいただきたいと考えてあります。

また、お尋ねの7割軽減の所得状況についてであります。世帯数は289世帯、所得ゼロの世帯は199世帯であり、7割軽減の平均世帯の所得は5万4,000円となっております。

また、平成27年度から国が低所得者対策の強化のために自治体への財政支援を行っております。当町の場合、平成27年度の保険基盤安定交付金は、町負担も合わせて総額で4,420万7,729円であり、平成26年度と比較して増加しております。この増額された保険基盤安定交付金は、国保会計に法定繰り入れされておまして、それによって国保の制度上は保険税を下げる方向に働いている、非常に有効な措置であろうと考えております。

今後とも国民健康保険制度の健全な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、森島正司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（浅野常夫君）

暫時休憩します。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○議長（浅野常夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

(9番議員挙手)

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

いろいろと再質問したいことが幾つかあるんですけども、なかなか質問項目がまとまらないかもしれませんので、よろしくをお願いします。

まず、防災拠点に関してですけれども、私は今の防災拠点、9メートルまで高くして、震度7の地震によってそれが崩落することはないのかどうか。あるいは、液状化によって盛り土、その地盤そのものが崩れてしまう危険性はないのかどうか、そういったことをお伺いしたわけですが、これに対してちょっと御回答のほうが十分理解、あったのかどうかちょっとわかりませんでしたので、改めてお伺いしたいんですが、こういったことを地震学会、あるいは防災会議、そういったところの意見を聞きながら検討した上でそういう心配はないというふうになるのか。希望的観測でそういう心配はないというふうに思っておられるのか、その辺のところを具体的にどのように検討されたのか、教えていただきたい。データがあればデータを示して、その心配はないということを明らかにしていただきたい。そうでないと安心ができないわけでありまして。その辺をまずお伺いします。

それから水害対策については、私は今の技術水準からいけば十分に事前予防ができる、大規模堤防をつくれればいいわけですし、これは十分に可能である。にもかかわらず、そ

ういうことはやらずに、徳山ダムをつくったり、あるいは長良川河口堰をつくったりして、水防に直接関係のない、そういったところには莫大な金を使っている。そういうことをやめれば、今の技術からいけば十分に堤防決壊を防ぐことができる、そういうふうにするわけでありますが、その辺の見解を改めてお伺いしたい。

今の答弁の中では、水害対策についても、今後やっていかなければならないというようなことが御答弁の中でありましたけれども、それをいつまでにやるのか。20年も30年もかかってやるようなことではない。今の技術水準からすれば、資金さえ投入すればできるわけでありますから、堤防決壊についてはその気になればできる、そういったことに確信を持って施策を進めてほしい、このことについてお伺いしたいと思います。

それと、ピロリ菌につきまして、まだはっきりとした根拠がないというようなことで、今は考えていないというようなことだったというふうに理解しましたけれども、やはりこれはいろんな説があるだろうと思います。具体的に証明されているということではないのかもしれませんが、一説によりますと、胃がんになられた方の98%がピロリ菌の保有者であったと、こういったこともあるデータでは出ております。これが正確なデータなのかどうか、それは私は知りませんが、現にこのピロリ菌検査をやっているところもある。これはそんなに多額な経費がかかるものでもない。ピロリ菌がおって人体に有効なことがないのであれば、ピロリ菌を早く検査して、早期発見できて、そしてこれを除去できれば全体の医療費の削減にもつながってくるということで、これは今後の検討課題として、ぜひ前向きに検討していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、国保会計への一般会計からの繰り入れにつきまして、何回もこれは言われていることですが、医療費の増嵩分、ふえているから、これは仕方がないということですが、先ほど言いましたように、今、医療費の最大の増加の原因は、やはり最新医療の高度医療の普及だというふうに私は思っております。そのことは町長もお認めになったというふうに思っておりますけれども、こういったことは低所得者にとっては、高度医療じゃなくても、従来医療でも、ふだんの生活ができなくなってしまう。それでは何のための高度医療なのかわからなくなってしまう。誰でもがひとしく医療が受けられるようにするというのが国民皆保険制度の趣旨であります。したがって、所得の少ない人でも安心して医療にかかる、そういった制度にしていかなければならない。高度医療によって延命はされるかもしれないけれども、生活が苦しくなってくるというのでは、これは残念なことだというふうに思うわけであります。

したがって、そういう被保険者の責任によらない医療費の増嵩分については、これは何らかの財政措置が必要だというふうに思うわけであります。

そういったことで、今、国のほうでも平成27年度から行われている財政支援措置、1,700億円の投入によって1人当たり5,000円の軽減効果があるというふうに言われてお

るわけでありますから、この金があるのであれば、なぜ今回、条例改正で上げなければならないのかといったことが理解できないわけであります。

先ほど町長の答弁の中で、4,420万円の財源が確保されたというふうにお聞きしましたけれども、それであるなら、今回の増税によって2,200万円の増税ということですがけれども、であるなら、これは必要ないのではないかと。何にこれを使われているのか。国から支援された財政支援のお金は、どのように使われているのか、これを明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、7割軽減の世帯で199世帯がゼロだというふうに言われました。基準所得がゼロということですので、実収入はもう少しあるのかもしれませんけれども、いずれにしても、基準所得がゼロの世帯が199世帯、この199世帯も仮に7割軽減されるといっても、前年度に比べて17%の増税になるということであります。所得ゼロであって17%の増税、どうやって生活できるのか、こういうところに町長の胸は痛まないのかどうか、その辺の町長の思いを聞かせていただきたいというふうに思います。

一方、高額所得者、最高額ですけれども、賦課限度額、従来、平成27年までは85万円です。それが89万円に上がる、わずか4.7%しか上がっていない。最高限度額になるのは、年収はどのくらいになるか、ちょっとはつきりわかりませんが、基準所得が600万から650万とかということも聞きましたけれども、それ以上の方、1,000万、2,000万の方、そういった人はわずか4%しか上がらない。それにもかかわらず、所得ゼロの人は17%上がる。なぜこのような不公平な税制にしていくのか、私は納得できないわけであります。この辺について、所得がゼロで17%の値上げ、それから所得1,000万の人がわずか4%の値上げ、このことについて町長はどのように感じておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（浅野常夫君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つか御質問をいただきましたので、全体としての答弁をさせていただきます。

まず防災拠点、崩落の可能性云々という話であります。これは先ほどの答弁の中で申し上げましたが、ボーリング調査の結果からすれば液状化の可能性があるということは先ほど明快に申し上げたつもりでございますけれども、その意味においては、それを前提にした対策、そういったものをしていく必要がある。施設整備等の必要があれば、職員のあり方も含めて検討をこれからしていく考えでございます。

それから、震災対策でいいんじゃないかと、水害対策は、徳山ダムもできたし、十分じゃないのということですが、それはちょっと意見を異にする場合がございます、いかなる想定外の災害にもどのように対応するかという意味からすれば、この低湿地帯の輪之内で水害対策を抜きにした災害対策というのは考えられないなと思ってお

ります。

そういう意味では、これからの施設整備計画の中で防災拠点機能が災害時に機能喪失しないように、施設整備の方針を固めていくということは当然でございます。貴重な御指摘でございますので、そういったことも踏まえて検討内容の中で生かしていければと、そんなふうに思っております。

それから、ピロリ菌であります。これもある意味、有効性に欠けると言っているつもりはございません。もう既にほかの団体でも採用しているところがあるわけですから、全く意味のないものだなんて言うつもりは全くないし、少し見方を変えると、やり方としてピロリ菌の検査についても検討する余地は残されていると私自身は考えています。ただ、現段階では、がんの早期発見という、がん検診という意味においては、ピロリ菌はいまだがん検診の有効性について根拠が乏しいと、いまだ少し乏しいということが言われているということで、採用に当たってはその部分を慎重に見きわめていく必要があるんだろうと、そんなふうに思っております。

がん予防の観点から、がんの早期発見という、ちょっとニュアンスが非常にわかりにくい言い方になるかもしれませんが、がん予防という部分からどのようなアプローチにしていくかという中の一つの選択肢としてピロリ菌検査、いわゆるABC検診があるということについては理解を共有していると思っておりますので、その辺について全く何も言っていないわけではありませんので、その点は御理解いただきたいと思っております。

それから、国保の関係でございます。最新医療が国保の医療費の増嵩につながっている、それは当然あり得る話でありますし、ただ、その先進医療がどの程度の人に恩恵を浴するのかという議論はきちっと、これは国保制度全般の運営上の問題でございますので、国のほうでやっていただく話かなとは思いますが、例えば超高額医療等について、保険適用の段階でどういう議論がされたのか、私どももそれについては関心があるわけでありまして。当然、国保の健全財政という意味が問われるわけでありまして、そこを曲げないようにしないといけないのかなと。

それから、1,700億云々の中で保険税との絡みで何らかの財政措置があるはずだからということですが、言いかえてみれば、それだけの財政支援措置がなされても、まだ2,000万円不足したということに尽きるわけですので、これは保険制度が保険制度である限りは、このスキームの中で動いているということをお理解いただく以外にないのかなと、そんなふうに思っております。

なお、いろんな問題がある、それから確かにおっしゃるとおり、どのように保険制度の持続的運営を図っていくかということの中で、今、国保の県営化とか、少し広域化という話がありますけれども、その中で将来的には保険料のあり方についても議論がなされていくんだろうと、そんなふうに思っております。

最後に7割軽減の話がございました。17%で、平均13%増税なのに7割のところは17%増税になると、それに加えて高額負担限度額は85万から89万と、4%しか上がっていないよという話なんです、これは大変申しわけないですが、保険制度が保険制度である限り、保険は皆さん御承知のとおり、例えばどんなあれでもそうですけれども、例えば1,000万の生命保険を掛けたときに、保険料は人によって変わるわけではありません。そういう意味では、保険が保険制度である限り、この部分というのは避けて通れない部分がありますので、ひとつそれは全体として御容赦をいただく以外にないのかなと。私も決して増税することについて、そんなものしようがないと言うつもりは全くございませんけれども、制度上許された範囲内の中でやろうとすると、こういう結果になるということで、その辺は御理解をいただきたいなと思います。以上であります。

○議長（浅野常夫君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

防災拠点につきまして、地盤が心配だと、崩れるんじゃないかということでございましたが、先ほど町長の答弁にもございましたとおりですが、ただ、今現在、五、六年かけて造成しております。国交省も転圧をしながら、きちっとおさまるよということを考えておりますし、国交省は特段対応しないとは言っておりますが、液状化も起こり得る。ただ、下がった場合には復旧も簡単に対応できるので特段とは言っておりますが、当町としては上物等を考えておりますので、今、上物をどのようにしていくか計画中でございますが、その上物によりまして、前回も町長答弁でございましたが、パイルを打つとか、あとはのり面崩壊とかが考えられますので、表面排水をうまくとるとか、そのような設計も必要になってくると思いますし、近隣で羽島の防災ステーション、大垣の防災ステーションが堤防の高さまで盛ってやっております。そういうところも参考に、今後、森島議員が言われる、安心な施設をつくっていきたいと考えております。

あと、水害対策ですが、長良川河口堰、徳山ダム、大きなお金をかけてという話もございましたが、これは利水だけではなく治水にも役立っております、長良川、揖斐川の高水時には、以前みたいな急激な増水はない状態でございますし、堤防を高くして、資金をもって上げればいいんじゃないかという御意見もございましたが、輪之内町だけというわけにはならないと思います。全国、至るところに同じ条件のところがありますので早急にはできないと。

また、水防の重要箇所が何カ所かございますが、漏水とか、そういうのがある箇所は国交省も知っておりますので、国交省のパトロール、また水防監視、巡視等によって確保しているところでございますし、昨年9月に東北・関東の水害がございましたが、これは異常気象によるもので、24時間に500ミリ以上降ったところが、今まで観測した記録を十何カ所更新したというのを聞いております。その場合、越水ということで、堤防

を乗り越えて水が入ってきて決壊したということでございますので、当町も水害対策に対して重点を持ってやっていかないと考えております。

○議長（浅野常夫君）

福祉課長 田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

ピロリ菌検査につきましては、全体的に町民の健康づくりを目的として、そういった御発言をいただいていると思います。町民の健康づくりのために、現在、がん検診を行っているわけですが、このがん検診がさらに充実したもの、その中でがんの予防という観点から、こういったピロリ菌検査も含めたいろいろなものを今後も検証して考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

森島議員の御指摘の中で7割軽減を、そして限度額を超えている方がどう思われるかということ等の御質問があったと思います。

まず、国保税というのは税ということになっておりますが、これは社会保障費を誰が負担するかという大きな問題がありまして、目の前にある医療費を払うのは、やはり第一義的には加入者の方が払うということでございます。当初予算を組むときに、一般会計であれば事業を積み重ねて、歳入が合わなければ、この事業をやめるかということによって予算を組むんですが、国保会計は、医療費がかかるからやめておこうかというわけにはいきません。必ず保険者として医療機関にかかっている責務がございます。それで、町が保険者でございますが、制度設計は国がしてみえます。国の制度設計にのっとって、7割軽減やら限度額を設定しておるわけでございます。

森島議員さんに言わせれば、高額所得者からはどれだけでもいただければ結構だというお話になるかと思いますが、これにつきましても、やはり医療にかかるときは同じ給付を受けられるわけですから、負担能力があるからといって際限なく負担を求めるわけにもいきません。ですから、地方税法では限度額という制度をつくって円滑に制度を運用していくと。

とにもかくにも国民皆保険をするがための制度でございますので、何とぞ御理解のほうを得たいと思います。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

何回も同じようなことを聞いておってもあれですけども、防災拠点につきましては、

高さを堤防高まで持っていく必要はないのではないかとつきまして、私も現地のほうをたびたび見させてもらっておるわけですが、近くへ行ってみますと、見晴らしが悪くなってくると、そういうことで高くすることによって景観もよくないというふうに思うわけでありませう。

この9メートルまでと言われますけれども、大樽の堤防はどうなっていますか。大樽の堤防よりも高くしても、水は絶対それ以上にならないわけですから、少なくとも大樽川の堤防高以上にする必要はない。これは、今、建設残土で造成しておるわけですが、建設残土ということは、建設業者の残土処理に協力しているということになるわけであって、建設業者としては、どんどん残土処理、捨て場があればいいのかもしれない。その建設業者のための土地の造成であってはならないと思うわけでありませう。

本当に土砂崩落、あるいは液状化を起こさないようにするとすれば、それは残土ではなくて、きちんとした材料で造成すべきのはずであります。そんな余った土でやる、経費の削減になるかもしれませんが、それでは本当に町民の安心は守れない、私はそう思うわけでありませう。

液状化、あるいは土砂崩落ということがないというふうに理解するのかどうか知りませうけれども、そんな危険性があるなら、やはりこれは必要以上に高くする必要は全くない、無駄な工事だというふうに言わざるを得ないと私は思っております。

今のところ、執行部のほうにおいて変更する予定はないということですので、あえて答弁を求めませうけれども、私はこのことだけははっきり言っておきたいというふうに思っております。

それから、ピロリ菌につきましては、今後検討していただければいいかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、国保のほうにつきまして、今、税務課長のほうからもかかる経費はみんな負担しなければならない。であるなら、なぜ1,000万、2,000万の所得のある人が4%増の負担でいいのか、なぜ所得ゼロの人が17%増の負担をしなければいけないのか、全く説明になっていないじゃないですか。

こういう制度の不備、やはりこれは見直していかなければならないんじゃないか。199世帯が輪之内町で所得ゼロなんです。その人たちでも17%の増税になる、このことに対して税務課長や町長の心は痛まないのか。どうしてそういう金持ちを優遇するような制度にしておくのかということでありませう。

今、国のほうでも1,700億円、30年度から3,200億円になるわけですが、の財政支援がある、それが全く活用されていない。これも全部含めたけれども、輪之内町においては4,420万円あるけれども、それを投入してもさらに2,200万不足したと。どういう会計をやっておられるのか、ちょっとわかりませうけれども、国のほうでもそういう財政支援をしようと言っているのに、なぜ今の税務課長のようなみんな負担しなければな

らないというふうな言葉になってくるのか、ちょっと私には理解できないのであります。その辺について、再度お答え願いたいと思います。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

森島議員の御指摘は、先ほどのところとよく似ておりました、所得のない方と大金持ちとの税負担の不公平なところがあると、なぜ制度を改正しないのかという御指摘で、大きな質問ですので答えられる範囲内ということだと思っておりますが、まず低所得者の方につきましては、何度も申しますように、国保税に至る前に、住民税で非課税等の制度としてセーフティネットが張ってございます。また、その後、7割、5割、2割というような軽減措置がございまして、それによって低所得者の方の国保による負担は、大幅に減額されておる。

確かに厳しい経済状況の中で、森島正司議員のおっしゃることもわかるんですが、医療制度を継続していこうと思うと、そこは何とか御理解を得たいというふうに思っております。

また、先ほどの大変な所得のある方に上限なくという話は、先ほど申しましたように、これは国もそれがわかっておって地方税法の中で限度額の上限を決めておるといのは、それはこの制度を何とかいつまでもできるようにということでございます。

（発言する者あり）

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

今のお話は、ちょっと不規則だと思うんですが、制度的には国の制度にのっとってやっていると、これは先ほどの答弁でも言いましたように、町は保険者で運営はしていますが、制度設計は国が行っております。それが国民皆保険の制度でございます。以上です。

○議長（浅野常夫君）

これで一般質問を終わります。

○議長（浅野常夫君）

日程第3、議第39号から議第42号まで及び議第44号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に提案説明、議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 高橋愛子君。

○総務産業建設常任委員長（高橋愛子君）

これより総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成28年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月10日午前10時から協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事及び各関係課長ほか関係職員出席のもと、審査をいたしました。

その経過と結果を報告します。

初めに、議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会所管分を議題とし、最初に経営戦略課所管分について経営戦略課長に説明を求めました。

質疑に入り、主な質疑は、平成28年度への繰越額はに対し、歳入総額から歳出総額を差し引いた4億2,439万3,000円から、平成28年度に繰り越した企画総務管理事業ほか7事業に充当する平成28年度に繰り越すべき財源1億558万円を差し引いた3億1,881万3,000円が繰越金となり、その繰越金から今回の補正で2,408万5,000円を充当することでした。

繰越明許した企画総務管理事業ほか7事業に充当する財源1億558万円は、その事業以外には充当できないかに対し、繰越明許した事業にしか充当できないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長に説明を求めました。

質疑に入り、主な質疑は、橋梁点検費用が減少した理由はに対し、岐阜県より県下一括発注の提案を受け、発注したことと、業務内容を見直したことによりコスト削減が図られたものとのことでした。

96橋は全て点検したのかに対し、全て点検を終えたとのことでした。

橋の修繕は何橋かに対し、設計委託が4橋で、修繕は1橋とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、このたびのほ場整備は、T P P 関連により地元負担金がなくなるということだが、集落営農の法人化は条件となっているのかに対し、農地の集積率を高めるため、法人化することが条件となってくるということでした。

ほ場整備に伴って楡俣北部土地改良区が設立される予定になっているが、福束輪中土地改良区との関係はどうなるのかに対し、福束輪中土地改良区の賦課金とは別に楡俣北部地区のほ場整備に係る運営費を徴収することとなり、ほ場整備完了後には福束輪中土地改良区に吸収合併されることになるとのことでした。

議第39号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議がなく、議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号 平成27年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第41号 平成27年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とし、建設課長から説明

を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、指標の職員1人当たりの営業収益などは示す意味があるのかに対し、公営企業の経営状態を分析する上で総務省から示された基準に基づき掲載するもので、ほかの公営企業との比較することもできるため示しているとのことでした。

水源地の耐震診断が行われた結果はに対し、第1水源地の建物の診断の結果は、耐震性には問題はないとのことでした。

昨年度の水道工事の延長とメートル当たりの工事費はどれだけかに対し、工事延長は3キロメートルほどで、メートル当たり工事費は2万円ほどとのことでした。

議第40号及び議第41号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第40号 平成27年度輪之内町水道事業の決算の認定については原案のとおり認定すべきものと決定し、議第41号 平成27年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第42号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、税務課主幹から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、被保険者の1人当たりの所得はどうなっているか、また1人当たりの税額は幾らかに対し、1人当たりの平均基準総所得は、平成27年度は64万円、平成28年度は59万6,000円と減少しており、1人当たりの平均税額は、平成27年度は10万2,128円、平成28年度は11万5,516円となっているとのことでした。

国保税の均等割の軽減について、軽減額はふえたが均等割額がふえているので実質どれほどの増税となるのかに対し、7割軽減と5割軽減ではそれぞれ6,100円、2割軽減では4,880円の増であるとのことでした。

国保税の限度額を超えている世帯数及び限度額となる所得は幾らかに対し、39世帯で142人、また所得としては670万円ほどであるとのことでした。

質疑を終了し、議第42号について討論に入り、委員から、国保加入者の所得が減っているのに税だけ上げるのはどうか、一般会計からの繰り入れなど、町独自の考え方で改正できる部分があるのではないかと反対討論がありました。

また、委員から、被保険者の所得が減り、被保険者が減っているのに国保税が上がるのはやむを得ないとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手によって採決を行いました結果、挙手多数で、議第42号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

○議長（浅野常夫君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 田中政治君。

○文教厚生常任委員長（田中政治君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成28年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月10日午前9時より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長及び各関係課長、担当者の出席のもと、審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、生ごみ処理機の本体価格は幾らか、その中に処分費は含まれているのかに対し、本体価格は見積もりで850万円、税抜きである、運搬費は15万円、処理機廃棄料は3万2,000円であるとのことでした。

生ごみ処理機の基板が10年で在庫がなくなるということであれば、購入時に基板だけ余分に購入しておいてはどうか、基板だけ交換したときの金額は幾らかに対し、電機部品は約50万円、主な基板は10点ほどあり、1点が10万円前後で約100万円、そのほかにモーターや主軸を交換すると50万から100万円かかるとのことでした。

定期的な点検は行っているのかに対し、購入先の業者が定期的に点検しているとのことでした。

ほかに、10年たったときに、ある程度の部品を在庫があるうちに交換しておいてはどうかとの意見がありました。

生ごみ処理機購入は随意契約かに対し、平成26年購入時は入札で行ったので、今回も入札の予定をしているとのことでした。

平成26年は何者の入札であったかに対し、4者であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保健センター空調5系統のガスヒートポンプのうち1系統が故障したということだが、他の4系統は大丈夫なのかに対し、5系統とも同時に設置しているので同じように修繕で対応している、今回は修繕が不可能な1系統の取りかえを行うものである、今後、空調設備全体の見直しを考えたいとのことでした。

いずれ取りかえが必要な4系統についても今後考えていく必要はないのかに対し、施

設も18年経過し、設備の耐用年数も過ぎている、修繕しながら何とか使用しているのが現状である、今後は施設全体の見直しが必要と考えているとのことでした。

小学校は大規模改修を実施しているが、保健センターは大規模改修が必要ではないのかに対し、施設の使用方法等の見直しを含めて今後検討したいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

議第39号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今回の条例改正に該当する事業所は町内にあるのかに対し、町内にはないとのことでした。

条例改正の目的は何かに対し、町内には該当するところはないが、全国的な保育士不足に対応するための職員の配置基準や資格要件の緩和と、建築基準法施行令の改正に伴う構造要件の改正であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

議第44号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第44号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（浅野常夫君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第40号 平成27年度輪之内町水道事業の決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 平成27年度輪之内町水道事業の決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第41号 平成27年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 平成27年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第42号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

先ほどの一般質問でもいろいろとお伺いし、そして議論もしましたけれども、やはりその必要性というのが見えてこない、というよりも国のほうからの財政支援が4,420万円あって、にもかかわらず2,200万円も不足するという自身はどうも納得がいかない、その辺の説明が具体的になかったということでもあります。

そしてもう1つ、所得がゼロの人が17%もの値上げ、それに対し、1,000万、2,000万という高額所得者はわずか4%、こういう不平等な保険税条例の改正、これは認められないということでもあります。

本当に町民みんなが安心してこの制度を維持できるようにしていくためにも、やはり低所得者に対する軽減措置というものをもっと充実していかなければならないのに、それに逆行している今回の条例改正は、反対であります。

○議長（浅野常夫君）

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（浅野常夫君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

国保の加入者が減り、またその加入者の所得が減るなら、医療費もふえている中で国保税がふえるのはやむを得ない、また軽減制度もございますので、本案に賛成をいたします。

○議長（浅野常夫君）

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（浅野常夫君）

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立7名)

○議長(浅野常夫君)

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第44号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅野常夫君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野常夫君)

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(浅野常夫君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野常夫君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野常夫君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（浅野常夫君）

これで本日の日程は全部終了しました。平成28年第2回定例輪之内町議会を閉会します。御苦労さまでした。

（午前11時34分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年6月16日

輪之内町議会 議長 浅野 常夫

署名議員 森島 正司

署名議員 高橋 愛子